

定例会提出予定案件資料

	ページ
1 令和2（2020）年度補正予算概要	1～4
2 令和3（2021）年度予算概要	5～17
3 函館市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備および運営に 関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の骨子	18～41
4 函館市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例の骨子	42～49
5 函館市指定障害者支援施設の人員，設備および運営に関する 基準等を定める条例等の一部を改正する条例の骨子	50～56
6 函館市障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例の骨子	57～61
7 函館市地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例の骨子	62～64
8 函館市福祉ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例の骨子	65～67

9	函館市指定通所支援の事業等の人員，設備および運営に関する 基準等を定める条例の一部を改正する条例の骨子	68～81
10	函館市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例の骨子	82～86
11	函館市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例の骨子	87～98
12	函館市軽費老人ホームの設備および運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例の骨子	99～103
13	函館市介護保険条例の一部を改正する条例の骨子	104～106
14	函館市指定居宅サービス等の事業の人員，設備および運営に 関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の骨子	107～131
15	函館市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する 基準等を定める条例等の一部を改正する条例の骨子	132～138
16	函館市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備および運営 ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための 効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を 改正する条例の骨子	139～162
17	函館市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定 介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に 関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の骨子	163～167
18	函館市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備および運営に 関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の骨子	168～202
19	函館市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備および 運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防の ための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を 改正する条例の骨子	203～218

20	函館市指定介護老人福祉施設の人員，設備および運営に関する 基準等を定める条例の一部を改正する条例の骨子	219～229
21	函館市介護老人保健施設の人員，施設および設備ならびに運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子	230～241
22	函館市介護医療院の人員，施設および設備ならびに運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子	242～252
23	函館市指定介護療養型医療施設の人員，設備および運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子	253～263
24	市立函館保健所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の 骨子	264～274
25	函館市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の骨子	275～276
26	専決処分の報告について (令和2(2020)年度函館市一般会計補正予算)	277
27	公の施設の指定管理者の指定について	278
28	専決処分の報告について(損害賠償の額について)	279

1 令和2（2020）年度補正予算概要

一般会計
[歳入]

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明
(国)民生費負担金	4,340	低所得者介護保険料軽減負担金増
(国)民生費補助金	3,794	障害者総合支援事業費補助金増 1,444 生活保護費補助金増 2,350
(道)民生費負担金	2,170	低所得者介護保険料軽減負担金増
指 定 寄 付 金	1,050	高齢者等在宅生活支援事業費 50 衛生・防護用品購入費分増 1,000

[歳出]
民生費

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特定財源
社会福祉総務費	△ 13,007	障害者等外出支援事業費減 △22,861 障害者等外出支援事業 助成費減 △22,861 新型コロナウイルス 感染症緊急対策費増 9,854 障害児通所給付費増 9,854	(国)障害児通 所給付費負 担金 4,801 (道)障害児通 所給付費補 助金 5,009

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特定財源
障 害 者 福 祉 費	374,848	障害者自立支援給付費増 320,451 障害福祉サービス費増 238,274 計画相談支援給付費増 17,554 障害者自立支援医療費増 64,623 障害児支援給付費増 54,397 障害児通所給付費増 51,085 障害児相談支援給付費増 3,312	(国)障害福祉サービス費負担金 119,138 (国)計画相談支援給付費負担金 8,777 (国)障害者自立支援医療費負担金 32,312 (国)障害児通所給付費負担金 25,543 (国)障害児相談支援給付費負担金 1,656 (道)障害福祉サービス費負担金 59,570 (道)計画相談支援給付費負担金 4,389 (道)障害者自立支援医療費負担金 16,156 (道)障害児通所給付費負担金 12,771 (道)障害児相談支援給付費負担金 828

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特定財源
老 人 福 祉 費	△ 18,339	高齢者交通料金助成 事業費減 △18,339 高齢者交通料金助成費減 △18,339	
社 会 福 祉 施 設 整 備 基 金 積 立 金	1,884	社会福祉施設整備基金 積立金増 1,884 (指定寄付金分 1,490, 前年度剰余金分 394)	(その他)指定 寄付金 1,490

衛生費

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特定財源
保 健 衛 生 総 務 費	52,461	新型コロナウイルス感染症 緊急対策費増 52,461 公共施設利用者減による 指定管理者への 収支補填金増 52,461 (夜間急病センター)	(その他)夜間 急病センター運 営事業費負 担金 15,941
予 防 接 種 費	28,268	定期予防接種費増 28,268 インフルエンザ 8,791人増	

介護保険事業特別会計

(単位：千円)

歳 入			歳 出		
事 項	説 明		事 項	説 明	
介 護 保 険 料	現年賦課分減	△29,370	総 務 管 理 費	一般管理費増	33,694
国 庫 支 出 金	国庫支出金減	△292	保 険 給 付 費	保険給付費減	△142,429
	介護給付費負担金減	△23,909		介護サービス給付費減	△217,158
	調整交付金減	△30,175		審査支払委託費減	△1,496
	地域支援事業 交付金減	△3,150		高額介護サービス費増	71,163
	保険者機能強化 推進交付金減	△7,232		高額医療合算 介護サービス費増	5,062
	介護保険保険者 努力支援交付金増	36,457	地域支援 事 業 費	地域支援事業費減	△15,132
	介護保険事業費 補助金増	6,800		介護予防・日常生活 支援総合事業費減	△14,463
	介護保険災害臨時 特例補助金増	20,917		包括的支援等事業費減	△669
			基 金 積 立 金	介護給付費準備基金 積立金増	56
支払基金 交 付 金	支払基金交付金減	△126,906	職 員 費	一般部局職員費減	△12,643
	介護給付費交付金減	△123,001			
	地域支援事業 支援交付金減	△3,905			
道支出金	道支出金減	△72,261			
	介護給付費負担金減	△70,324			
	地域支援事業 交付金減	△1,937			
財産収入	積立基金運用収入増	56			
繰 入 金	繰入金増	88,244			
	一般会計繰入金増	2,792			
	基金繰入金増	85,452			
諸 収 入	諸収入増	4,075			
	第三者納付金増	1,023			
	返納金減	△1			
	雑入増	3,053			
補正額計		△136,454	補正額計		△136,454
補 正 後 予 算 額		30,940,115	補 正 後 予 算 額		30,940,115

2 令和3（2021）年度予算概要

一般会計
[歳 出]
民生費

(単位：千円)

事 項	予 算 額	説 明	特定財源
笑 顔 で 暮 ら せ る 地 域 づ く り 関 係 経 費	79,296	地域共生社会推進経費 310 地域で見守り支える福祉拠点 78,986	(国)生活困窮者自立相談支援事業費等負担金 21,324
在宅福祉促進事業費	43,822	在宅福祉ふれあい事業費補助金	
総合福祉センター 管 理 委 託 料 (債務負担行為分)	222,692	指定管理者 社会福祉法人函館市社会福祉協議会	(その他)総合福祉センター使用料 462 (その他)その他の雑入 (総合福祉センター維持管理費負担金) 4,050
「 ふ ら っ と D a i m o n 」 運 営 業 務 委 託 料 (債務負担行為分)	17,250	高齢者などの交流・憩いの場や福祉ボランティア支援スペースを提供	(その他)その他の雑入 (「ふらっとDaimon」維持管理費負担金) 20
成年後見センター 運 営 事 業 費	9,098	成年後見制度の利用に係るワンストップ相談窓口および市民後見人の支援	(国)障害者地域生活支援事業費等補助金 931 (道)権利擁護人材育成事業費補助金 1,322 (道)障害者地域生活支援事業費等補助金 465

(単位：千円)

事 項	予 算 額	説 明	特定財源
障 害 者 等 外 出 支 援 事 業 費	104,197	助成費 100,664 事務費 3,533	
生 活 困 窮 者 自 立 支 援 対 策 事 業 費	32,752	自立相談支援事業費 6,385 住居確保給付金 26,367	(国)生活困窮者自立相談支援事業費等負担金 24,530
生 活 困 窮 者 世 帯 学 習 支 援 等 業 務 委 託 料 (債務負担行為分)	9,588	生活困窮者世帯学習支援等業務委託料 対象者数 50人	(国)生活困窮者自立相談支援事業費等補助金 4,794
就 労 準 備 支 援 業 務 委 託 料 (債務負担行為分)	2,400	生活困窮者への就労準備支援業務委託料 対象者数 10人	(国)生活困窮者自立相談支援事業費等補助金 1,599

(単位：千円)

事 項	予 算 額	説 明	特定財源
障 害 者 自 立 支 援 給 付 費	7,462,668	障害福祉サービス費 6,485,624 居宅介護等事業 265,900 生活介護事業 2,628,596 短期入所事業 17,744 療養介護等事業 170,741 共同生活援助事業 760,669 施設入所支援事業 913,973 就労継続支援事業 1,545,006 就労移行支援事業 117,834 自立訓練事業 63,695 就労定着支援事業 1,343 高額障害福祉サービス等給付費 123 地域相談支援給付費 578 計画相談支援給付費 79,932 障害者自立支援医療費 (更生医療給付費) 837,317 障害者補装具費 59,217	(国)障害福祉 サービス費 負担金 3,242,812 (国)地域相談 支援給付費 負担金 289 (国)計画相談 支援給付費 負担金 39,966 (国)障害者自 立支援医療 費負担金 418,658 (国)障害者補 装具給付費 負担金 29,608 (道)障害福祉 サービス費 負担金 1,621,406 (道)地域相談 支援給付費 負担金 144 (道)計画相談 支援給付費 負担金 19,983 (道)障害者自 立支援医療 費負担金 209,329 (道)障害者補 装具給付費 負担金 14,804

(単位：千円)

事 項	予 算 額	説 明	特定財源
障 害 者 地 域 生 活 支 援 等 事 業 費	238,385	基幹相談支援センター事業 25,621 手話通訳者・要約筆記者等派遣事業 11,573 日常生活用具給付費等事業費 89,705 障害者地域活動支援センター事業 46,500 点訳奉仕員等養成事業 3,666 日中一時支援事業 ほか 61,320	(国)障害者地 域生活支援 事業費等補 助金 86,903 (道)障害者地 域生活支援 事業費等補 助金 42,920 (その他)手話 ・要約筆記 派遣事業費 負担金 1,914 (その他)あい よる21障 害者デー サービス事 業費負担金 138 (その他)障害 者地域活動 支援センター事 業費負担金 2,063 (その他)障害 者生活支援 事業費負担 金 4,975
重度心身障害者等 タクシー料金助成費	33,464	助成費 32,983 事務費 481	

(単位：千円)

事 項	予 算 額	説 明	特定財源
障害児支援給付費	1,434,060	障害児通所給付費 1,401,877 児童発達支援事業 358,122 放課後等デイサービス事業 1,038,690 保育所等訪問支援事業 5,020 高額障害児通所給付費 45 障害児相談支援給付費 32,183	(国)障害児通所給付費負担金 700,938 (国)障害児相談支援給付費負担金 16,091 (道)障害児通所給付費負担金 350,469 (道)障害児相談支援給付費負担金 8,045
重度心身障害者医療助成費	561,321	助成費 544,538 調査支払事務委託料 ほか 16,783	(道)重度心身障害者医療費補助金 185,953 (その他)高額療養費立替金収入 73,882
高齢者交通料金助成事業費	71,756	助成費 65,055 事務費 6,701	(その他)地域振興基金運用収入 7,287
ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム設置費	30,752	端末機器設置費 ほか	

(単位：千円)

事 項	予 算 額	説 明	特定財源
いきいき住まい リフォーム助成事業費	1,200	住宅改修助成費	
高齢者等在宅生活 支 援 事 業 費	7,889	寝具乾燥サービス・外出支援サービス 除排雪サービス・生活援助員派遣事業 委託先 公益社団法人函館市 シルバー人材センター ほか	(地方債)過疎 地域自立促 進特別事業 債 2,400
ショートステイ 事 業 費	1,611	基本分 延 345日 送迎分 延 5回	
生活支援ハウス 運 営 事 業 費	26,768	施設数 2か所	(その他)生活 支援ハウス 利用者一部 負担金 1,392 (その他)その 他の雑入 (生活支援 ハウス維持 管理費負担 金 2,045
老人福祉センター 管 理 委 託 料 (債務負担行為分)	71,326	湯川老人福祉センター・ 谷地頭老人福祉センター 指定管理者 セントラル警備株式会社	
老 人 保 護 費	565,149	延 3,804人 (養護老人ホーム)	(その他)老人 保護措置費 負担金 168,403
就 労 準 備 支 援 業 務 委 託 料 (債務負担行為分)	10,799	生活保護受給者への就労準備支援事業 委託料 対象者数 45人	(国)生活保護 費補助金 7,199

(単位：千円)

事 項	予 算 額	説 明	特定財源
生活保護適正化 対策事業費	40,429	診療報酬明細書点検業務委託料 ほか	(国)生活困窮 者自立相談 支援事業費 等負担金 16,241 (国)生活保護 費補助金 49,697
生活保護費	20,259,212	生活扶助人員 延 135,216人 居宅 延 132,528人 施設 延 2,688人	(国)生活保護 費負担金 14,977,936 (その他)生活 保護費返還 金収入 160,616
就労自立給付金	3,553	対象世帯数 77世帯	(国)就労自立 給付金負担 金 2,664
進学準備給付金	5,300	対象者数 29人	(国)進学準備 給付金負担 金 3,975
介護従事者確保 対策事業費	7,527	介護・福祉施設等職員人材育成事業費 53 介護職員初任者研修受講支援事業費 1,545 介護助手活用促進事業費 1,606 介護のしごと就労マッチング事業費 4,323	

衛生費

(単位：千円)

事 項	予 算 額	説 明	特定財源
総合保健センター 設備改修事業費 (継続費分)	154,902	非常用自家発電設備改修工事費	(地方債)総合 保健センター設 備改修事業 債 154,900
夜間急病センター 管理委託料 (債務負担行為分)	31,319	指定管理者 公益社団法人函館市医師会	(その他)夜間 急病センター運 営事業費負 担金 6,358
精神保健対策費	4,131	精神保健対策推進費 2,631 自殺対策推進費 1,500	(道)保健所費 補助金 867
はこだて健幸 応援店関係経費	800	はこだて健幸応援店の登録, LINE 公式アカウントと連携した情報発信	(国)地方創生 推進交付金 400
「はこだて市民 健幸大学」 実行委員会負担金	7,500	「100万歩チャレンジ」などの参加型 イベントなどを実施	(国)地方創生 推進交付金 3,750
健康経営推進事業費	398	健康経営の普及・啓発	(国)地方創生 推進交付金 199
健康情報発信事業費	3,200	LINE公式アカウントを開設し, 健康づくりに関する情報の発信	(国)地方創生 推進交付金 1,600

(単位：千円)

事 項	予 算 額	説 明	特定財源
がん対策推進事業費	167,141	がん検診事業費 151,248 受診見込数 延 28,423人 がん検診受診促進・ 普及啓発等関係経費 14,493 胃内視鏡検診関係経費 1,400	(国)保健所費 補助金 833 (国)地方創生 推進交付金 6,598 (その他)広告 収入 37
若い世代のピロリ菌 検 査 事 業 費	2,292	中学2年生の希望者に対し、 ピロリ菌検査を実施 受検者見込数 1,489人	
口腔保健推進事業費	5,939	オーラルフレイルの予防、口腔ケアの 講話や歯科相談などを実施	(国)地方創生 推進交付金 2,950
新型コロナウイルス ワ ク チ ン 接 種 関 係 経 費	1,299,293	接種見込者数 235,000人	(国)新型コロナ イルワクチン接 種対策費負 担金 1,070,190 (国)新型コロナ イルワクチン接 種体制確保 事業費補助 金 204,203
定 期 予 防 接 種 費	148,451	A類疾病 風しん 接種見込者数 729人 B類疾病 インフルエンザ 接種見込者数 45,777人 高齢者肺炎球菌 接種見込者数 3,616人	

(単位：千円)

事 項	予 算 額	説 明	特定財源
感 染 症 予 防 費	179,440	感染症診査協議会委員報酬 555 感染症検査費 65,394 感染症対策費 53,759 感染症発生動向調査事業費 906 結核対策特別促進事業費 302 感染症医療費 57,842 結核予防費補助金 682	(国)保健所費負担金 65,195 (国)保健所費補助金 16,398 (道)新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金 12,678
介 護 施 設 等 新 規 入 所 者 検 査 事 業 費	64,800	介護施設等新規入所者検査業務委託料 対象者数 約3,200人	(国)保健所費補助金 32,400
社 会 福 祉 施 設 等 従 事 者 検 査 事 業 費	90,000	抗原定量検査業務委託料 260施設 対象者数 約6,000人	(国)保健所費負担金 45,000
火 葬 場 管 理 委 託 料 (債務負担行為)	101,777	指定管理者 株式会社マルゼンシステムズ	(その他)火葬場使用料 58,689 (その他)その他の雑入 (斎場維持管理費負担金) 71

[債務負担行為]

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
生活保護システム購入費 (コンピュータ 80 台)	令和4(2022)年度から 令和7(2025)年度まで	69,165
福祉拠点運営業務委託料	令和4(2022)年度から 令和9(2027)年度まで	1,106,330
「はこだて市民健幸大学」 実行委員会負担金 (健幸アプリ開発経費)	令和3(2021)年度から 令和4(2022)年度まで	15,000

歳 入			歳 出		
事 項	予 算 額	説 明	事 項	予 算 額	説 明
介 護 保 険 料	5,563,997	第1号被保険者 5,563,997 現年賦課分 5,536,771 滞納繰越分 27,226	総 務 費	229,009	給付・賦課・収納・認定調査等事務所要経費
			保 険 給 付 費	28,292,350	介護サービス給付費・高額介護サービス費等
			地 域 支 援 事 業 費	2,009,827	介護予防・日常生活支援総合事業費 1,487,231 介護予防・生活支援サービス事業費 1,435,761 一般介護予防事業費 51,470 包括的支援等事業費 522,596 在宅医療・介護連携推進関係経費 29,173 認知症総合支援事業費 19,566 生活支援体制整備関係経費 53,181 地域包括支援センター運営事業費 ほか 420,676
使 用 料 及 び 手 数 料	1	要介護認定・要支援認定等結果証明発行手数料			
国 庫 支 出 金	7,889,489	介護給付費負担金等			
支 払 基 金 交 付 金	8,124,164	介護給付費交付金等			
道 支 出 金	4,381,786	介護給付費負担金等			
財 産 収 入	1,264	積立基金運用収入			
繰 入 金	5,137,277	一般会計繰入金 5,054,000 介護給付費分 3,536,543 地域支援事業費分 289,990 職員給与費等分 632,666 低所得者介護保険料軽減分 594,801 介護給付費準備基金繰入金 83,277			
			基 金 積 立 金	131,846	
			諸 支 出 金	10,101	
			職 員 費	415,091	
繰 越 金	1	前年度繰越金	予 備 費	10,000	
諸 収 入	245	第三者納付金、返納金等			
合 計	31,098,224		合 計	31,098,224	

[債務負担行為]

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 運 営 業 務 委 託 料	令和4(2022)年度から 令和9(2027)年度まで	1,858,224
認知症総合支援業務委託料	令和4(2022)年度から 令和9(2027)年度まで	76,206
生活支援コーディネーター (第2層)業務委託料	令和4(2022)年度から 令和9(2027)年度まで	264,540

3 函館市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，指定障害福祉サービスの事業等の一般原則，運営の基準等に関する規定を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和3年4月1日

函館市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例 新旧対照表

現行	改正案
(指定障害福祉サービス事業者の一般原則) 第3条 (略) 2 (略) 3 指定障害福祉サービス事業者は，利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため，<u>責任者を設置する等</u>必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を<u>講ずるよう努めなければならない</u>。	(指定障害福祉サービス事業者の一般原則) 第3条 (略) 2 (略) 3 指定障害福祉サービス事業者は，利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を<u>講じなければならない</u>。
(運営規程) 第32条 指定居宅介護事業者は，指定居宅介護事業所ごとに，次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第36条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(9) (略)	(運営規程) 第32条 指定居宅介護事業者は，指定居宅介護事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第36条第1項において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(9) (略)
(勤務体制の確保等) 第34条 (略) 2・3 (略)	(勤務体制の確保等) 第34条 (略) 2・3 (略)
(新設)	4 <u>指定居宅介護事業者は，適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u>
(新設)	(業務継続計画の策定等) 第34条の2 <u>指定居宅介護事業者は，感染症や非常災害の発生時において，利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するための，および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し，当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u>
	2 <u>指定居宅介護事業者は，従業者に対し，業務継続計画について周知するとともに，必要な研修および訓練を定期的実施しなければならない。</u>
	3 <u>指定居宅介護事業者は，定期的に業務継続計画の見直しを行い，必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u>
(衛生管理等) 第35条 (略) 2 (略)	(衛生管理等) 第35条 (略) 2 (略)
(新設)	3 <u>指定居宅介護事業者は，当該指定居宅介護事業</u>

	<u>所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> 。 (1) <u>当該指定居宅介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u> (2) <u>当該指定居宅介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。</u> (3) <u>当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施すること。</u> 。 (揭示) 第36条 （略） (新設) 2 <u>指定居宅介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。</u> (身体拘束等の禁止) (新設) 第36条の2 <u>指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。</u> 2 <u>指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。</u> 3 <u>指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> (1) <u>身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u> (2) <u>身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u> (3) <u>従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u> (虐待の防止)
--	--

	(新設) <u>第41条の2 指定居宅介護事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u> <u>(2) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。</u> <u>(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u>
(準用) 第44条 第10条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第44条第1項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第44条第1項において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第44条第1項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第44条第1項において準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第8条において準用する第6条第2項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第44条第1項において準用する第27条」と、第32条中「<u>第36条</u>」とあるのは「第44条第1項において準用する<u>第36条</u>」と、第33条中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護，外出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。 2 第10条から第32条までおよび第34条から前条までの規定は、同行援護および行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第44条第2項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第44条第2項において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第44条第2項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第44条第2項において準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第8条において準用する第6条第2項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第44条第2項において準用する第27条」と、第32条中「<u>第36条</u>」とあるのは「第44条第2項において準用する<u>第36条</u>」と読み替えるものとする。	(準用) 第44条 第10条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第44条第1項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第44条第1項において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第44条第1項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第44条第1項において準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第8条において準用する第6条第2項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第44条第1項において準用する第27条」と、第32条中「<u>第36条第1項</u>」とあるのは「第44条第1項において準用する<u>第36条第1項</u>」と、第33条中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護，外出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。 2 第10条から第32条までおよび第34条から前条までの規定は、同行援護および行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第44条第2項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第44条第2項において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第44条第2項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第44条第2項において準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第8条において準用する第6条第2項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第44条第2項において準用する第27条」と、第32条中「<u>第36条第1項</u>」とあるのは「第44条第2項において準用する<u>第36条第1項</u>」と読み替えるものとする。

(運営に関する基準) 第49条 第5条第1項および第4節(第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条および第44条を除く。)の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第49条第1項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第49条第1項において準用する次条第2項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第49条第1項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第49条第1項において準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第45条第3項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第49条第1項において準用する第27条」と、第32条中「<u>第36条</u>」とあるのは「第49条第1項において準用する<u>第36条</u>」と読み替えるものとする。	(運営に関する基準) 第49条 第5条第1項および第4節(第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条、<u>第36条の2</u>および第44条を除く。)の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第49条第1項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第49条第1項において準用する次条第2項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第49条第1項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第49条第1項において準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第45条第3項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第49条第1項において準用する第27条」と、第32条中「<u>第36条第1項</u>」とあるのは「第49条第1項において準用する<u>第36条第1項</u>」と読み替えるものとする。
2 第5条第2項から第4項まで、第4節(第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条および第44条を除く。)および第45条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護および行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第49条第2項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第2項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第49条第2項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第45条第3項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第49条第2項において準用する第27条」と、第32条中「<u>第36条</u>」とあるのは「第49条第2項において準用する<u>第36条</u>」と、第48条第1項第2号中「第45条第3項」とあるのは「第49条第2項において準用する第45条第3項」と、<u>第48条第2項</u>中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項」と読み替えるものとする。	2 第5条第2項から第4項まで、第4節(第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条、<u>第36条の2</u>および第44条を除く。)および第45条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護および行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第49条第2項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第2項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第49条第2項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第45条第3項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第49条第2項において準用する第27条」と、第32条中「<u>第36条第1項</u>」とあるのは「第49条第2項において準用する<u>第36条第1項</u>」と、第48条第1項第2号中「第45条第3項」とあるのは「第49条第2項において準用する第45条第3項」と、<u>同条第2項</u>中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項」と読み替えるものとする。
(療養介護計画の作成等) 第60条 (略) 2～4 (略) 5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議(利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。)を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。	(療養介護計画の作成等) 第60条 (略) 2～4 (略) 5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議(利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</u>)を開催し、前項に規定する療養介護計画

6～10 （略） （運営規程） 第69条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（<u>第74条</u>において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 （1）～（10） （略） （勤務体制の確保等） 第70条 （略） 2・3 （略） （新設） （非常災害対策） 第72条 （略） 2 （略） （新設） 3 前2項の規定により講ずる非常災害に係る対策には、地域の特性に応じて、地震、津波等による自然災害に係る対策を含めなければならない。 （衛生管理等） 第73条 （略） 2 指定療養介護事業者は、<u>指定療養介護事業所</u>において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u> （新設）	の原案の内容について意見を求めるものとする。 6～10 （略） （運営規程） 第69条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（<u>第74条第1項</u>において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 （1）～（10） （略） （勤務体制の確保等） 第70条 （略） 2・3 （略） 4 <u>指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> （非常災害対策） 第72条 （略） 2 （略） 3 <u>指定療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u> 4 <u>第1項および第2項の規定により講ずる非常災害に係る対策には、地域の特性に応じて、地震、津波等による自然災害に係る対策を含めなければならない。</u> （衛生管理等） 第73条 （略） 2 指定療養介護事業者は、<u>当該指定療養介護事業所</u>において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、<u>次に掲げる措置を講じなければならない。</u> （1）<u>当該指定療養介護事業所における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。</u> （2）<u>当該指定療養介護事業所における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。</u> （3）<u>当該指定療養介護事業所において、従業員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防</u>
---	---

(掲示) 第74条 (略) (新設) (身体拘束等の禁止)	<u>およびまん延の防止のための訓練を定期的 実施すること。</u> (掲示) 第74条 (略) 2 指定療養介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
第75条 指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。 2 指定療養介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。 (記録の整備) 第77条 (略) 2 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定療養介護を提供した日から5年間保存しなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 第75条第2項に規定する身体拘束等の記録 (5)・(6) (略)	第75条 削除 (記録の整備) 第77条 (略) 2 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定療養介護を提供した日から5年間保存しなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 次条において準用する第36条の2第2項に規定する身体拘束等の記録 (5)・(6) (略)
(準用) 第78条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第37条、第38条第1項および第39条から第41条までの規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第69条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第56条第1項」と読み替えるものとする。 (職場への定着のための支援の実施)	(準用) 第78条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、<u>第34条の2、第36条の2から第38条（第2項を除く。）</u>までおよび第39条から第41条の2までの規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第69条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第56条第1項」と読み替えるものとする。 (職場への定着のための支援等の実施)
第87条の2 (略) (新設)	第87条の2 (略) 2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、第194条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当

(運営規程) 第91条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第94条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(12) (略) (衛生管理等) 第92条 (略) 2 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u> (新設) (掲示) 第94条 (略) (新設) (準用) 第95条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、<u>第37条</u>から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条までおよび<u>第75条から第77条までの規定は、指定生活介護の事業について準用する。</u>この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第84条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第84条第2項」と、	<u>該指定就労定着支援を受けられるよう、第194条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。</u> (運営規程) 第91条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第94条第1項において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(12) (略) (衛生管理等) 第92条 (略) 2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業所において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、<u>次に掲げる措置を講じなければならない。</u> (1) <u>当該指定生活介護事業所における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u> (2) <u>当該指定生活介護事業所における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。</u> (3) <u>当該指定生活介護事業所において、従業者に對し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。</u> (掲示) 第94条 (略) 2 <u>指定生活介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u> (準用) 第95条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、<u>第34条の2、第36条の2</u>から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、<u>第76条および第77条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。</u>この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第84条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第84条第
---	--

第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第95条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第95条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第95条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第95条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第90条」と、<u>同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第95条において準用する第75条第2項」と、同項第5号および第6号中「次条」とあるのは「第95条」と読み替えるものとする。</u>	2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第95条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第95条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第95条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第95条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第90条」と、<u>同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第95条」と読み替えるものとする。</u>
(準用) 第95条の5 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、<u>第37条</u>から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、<u>第75条から第77条まで</u>、第79条、第81条および前節（第95条を除く。）の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。	(準用) 第95条の5 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、<u>第34条の2</u>、<u>第36条の2</u>から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、<u>第76条</u>、<u>第77条</u>、第79条、第81条および前節（第95条を除く。）の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。
(準用) 第110条 第10条、第12条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第30条、<u>第37条</u>から第43条まで、第62条、第68条、第70条、第72条、<u>第75条</u>、第76条、第89条および第92条から第94条までの規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第108条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第105条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第105条第2項」と、<u>第94条中「前条」とあるのは「第110条において準用する前条」と読み替えるものとする。</u>	(準用) 第110条 第10条、第12条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第30条、<u>第34条の2</u>、<u>第36条の2</u>から第43条まで、第62条、第68条、第70条、第72条、第76条、第89条および第92条から第94条までの規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第108条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第105条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第105条第2項」と、<u>第94条第1項中「前条」とあるのは「第110条において準用する前条」と読み替えるものとする。</u>
(準用) 第110条の4 第10条、第12条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第30条、<u>第37条</u>から第43条まで、第52条、第62条、第68条、第70条から第72条まで、<u>第75条</u>、第76条、第89条、第92条から第94条まで、第99条および前節（第109条および第110条を除く。）の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。	(準用) 第110条の4 第10条、第12条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第30条、<u>第34条の2</u>、<u>第36条の2</u>から第43条まで、第52条、第62条、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第89条、第92条から第94条まで、第99条および前節（第109条および第110条を除く。）の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。
(準用) 第123条 第10条から第22条まで、第24条、第29条、第30条、<u>第35条</u>から第43条までおよび第68条の規	(準用) 第123条 第10条から第22条まで、第24条、第29条、第30条、<u>第34条</u>（第1項および第2項を除く。）

定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第122条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第123条において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第123条において準用する第22条第2項」と読み替えるものとする。

(準用)

第149条 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条までおよび第87条の2から第94条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第149条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第149条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第149条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第149条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第149条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第149条において準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第149条において準用する第75条第2項」と、同項第5号および第6号中「次条」とあるのは「第149条」と、第91条中「第94条」とあるのは「第149条において準用する第94条」と、第94条中「前条」とあるのは「第149条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第149条の4 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第81条、第87条の2から第94条まで、第142条および前節（第149条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

(記録の整備)

から第43条までおよび第68条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第122条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第123条において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第123条において準用する第22条第2項」と読み替えるものとする。

(準用)

第149条 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条および第87条の2から第94条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第149条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第149条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第149条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第149条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第149条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第149条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第149条」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第149条において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第149条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第149条の4 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第81条、第87条の2から第94条まで、第142条および前節（第149条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

(記録の整備)

第158条 (略) 2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者に対する指定自立訓練（生活訓練）の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定自立訓練（生活訓練）を提供した日から5年間保存しなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 次条において準用する第75条第2項に規定する身体拘束等の記録 (5)・(6) (略) (準用) 第159条 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、<u>第37条</u>から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、<u>第75条</u>、第76条、第87条の2から第94条まで、第147条および第148条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第159条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第157条第1項から第4項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第157条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第159条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第159条において準用する前条」と、第91条中「<u>第94条</u>」とあるのは「第159条において準用する第94条」と、<u>第94条</u>中「前条」とあるのは「第159条において準用する前条」と読み替えるものとする。 (準用) 第159条の4 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、<u>第37条</u>から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、<u>第75条</u>、第76条、第81条、第87条の2から第94条まで、第147条、第148条、第152条および前節（第159条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。 (従業者の員数) 第163条 (略) 2～4 (略) 5 <u>第1項第2号の就労支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。</u> 6 (略)	第158条 (略) 2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者に対する指定自立訓練（生活訓練）の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定自立訓練（生活訓練）を提供した日から5年間保存しなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 次条において準用する<u>第36条の2第2項</u>に規定する身体拘束等の記録 (5)・(6) (略) (準用) 第159条 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、<u>第34条の2</u>、<u>第36条の2</u>から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第87条の2から第94条まで、第147条および第148条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第159条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第157条第1項から第4項まで」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第157条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第159条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第159条において準用する前条」と、第91条中「<u>第94条第1項</u>」とあるのは「第159条において準用する第94条第1項」と、<u>第94条第1項</u>中「前条」とあるのは「第159条において準用する前条」と読み替えるものとする。 (準用) 第159条の4 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、<u>第34条の2</u>、<u>第36条の2</u>から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第81条、第87条の2から第94条まで、第147条、第148条、第152条および前節（第159条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。 (従業者の員数) 第163条 (略) 2～4 (略) 5 (削る) 5 (略)
--	--

(認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数) 第164条 (略) 2 前項の従業者およびその員数については、前条第2項から<u>第4項までおよび第6項</u>の規定を準用する。 (職場への定着のための支援の実施)	(認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数) 第164条 (略) 2 前項の従業者およびその員数については、前条第2項から<u>第5項まで</u>の規定を準用する。 (職場への定着のための支援等の実施)
第170条 (略) (新設)	第170条 (略) 2 <u>指定就労移行支援事業者は、利用者が、第194条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第194条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。</u>
(準用) 第172条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第24条、第29条、<u>第37条から第42条まで</u>、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、<u>第75条から第77条まで</u>、第86条、第87条、第88条から第94条まで、第146条、第147条および第157条の2の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第172条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第172条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第172条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第172条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第172条において準用する第90条」と、<u>同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第172条において準用する第75条第2項」と、同項第5号および第6号中「次条」とあるのは「第172条」と</u>、第91条中「<u>第94条</u>」とあるのは「第172条において準用する<u>第94条</u>」と、<u>第94条中「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と</u>、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者および基準省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第184条におい	(準用) 第172条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第24条、第29条、<u>第34条の2</u>、<u>第36条の2</u>から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、<u>第76条、第77条</u>、第86条、第87条、第88条から第94条まで、第146条、第147条および第157条の2の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第172条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第172条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第172条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第61条中「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第172条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第172条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第172条において準用する第90条」と、<u>同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第172条」と</u>、第91条中「<u>第94条第1項</u>」とあるのは「第172条において準用する<u>第94条第1項</u>」と、<u>第94条第1項中「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と</u>、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者および基準省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第184条において読み替えて準用する基準省令第170条の2第1項

」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第185条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第185条において準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第185条において準用する第75条第2項」と、同項第5号および第6号中「次条」とあるのは「第185条」と、第94条中「前条」とあるのは「第185条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第190条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第86条、第88条から第94条まで、第146条、第147条および第181条から第183条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第190条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第190条において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第190条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第190条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第190条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第190条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第190条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第190条において準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第190条において準用する第75条第2項」と、同項第5号および第6号中「次条」とあるのは「第190条」と、第91条中「第94条」とあるのは「第190条において準用する第94条」と、第94条中「前条」とあるのは「第190条において準用する前条」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第190条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第194条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条（第1項を除く。）、第29条、第37条から第42条まで、第52条、第

て準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第185条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第185条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第185条」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第185条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第190条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第86条、第88条から第94条まで、第146条、第147条および第181条から第183条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第190条において準用する第91条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第190条において準用する第146条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第190条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第190条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第190条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第190条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第190条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第190条において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第190条」と、第91条中「第94条第1項」とあるのは「第190条において準用する第94条第1項」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第190条において準用する前条」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第190条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第194条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条（第1項を除く。）、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条

59条から第62条まで、第70条、第72条、<u>第75条から第77条まで</u>、第86条、第89条、第90条、第92条から第94条まで、第146条（第1項を除く。）、第147条、第181条から第183条までおよび第186条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第192条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第194条において準用する第146条第2項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第194条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第194条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第194条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第194条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第194条において準用する第90条」と、<u>同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第194条において準用する第75条第2項」と、同項第5号および第6号中「次条」とあるのは「第194条」と、第94条中「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と</u>、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第194条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。	まで、第52条、第59条から第62条まで、第70条、第72条、<u>第76条、第77条</u>、第86条、第89条、第90条、第92条から第94条まで、第146条（第1項を除く。）、第147条、第181条から第183条までおよび第186条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第192条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第194条において準用する第146条第2項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第194条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第194条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第194条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第194条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第194条において準用する第90条」と、<u>同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第194条」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と</u>、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第194条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。
<u>（職場への定着のための支援の実施）</u> 第194条の8 （略） 2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面により行うとともに、1月に1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。 （準用） 第194条の12 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第42条まで、第59条、第60条、第62条および第68条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第194条の10」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第194条の12において準用する次条第1項」と、第24条第2	<u>（職場への定着のための支援等の実施）</u> 第194条の8 （略） 2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面<u>またはテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法</u>により行うとともに、1月に1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。 （準用） 第194条の12 第10条から第24条まで、第30条、第34条から<u>第36条まで、第37条から</u>第42条まで、第59条、第60条、第62条および第68条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第194条の10」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第194条の12において準用する次条

項中「第22条第2項」とあるのは「第194条の12において準用する第22条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第194条の12において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。	第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第194条の12において準用する第22条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第194条の12において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。
(準用) 第194条の20 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第42条まで、第59条、第60条、第62条、第68条、第194条の6、第194条の10および第194条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第194条の20において準用する第194条の10」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第194条の20において準用する次条第1項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。	(準用) 第194条の20 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第36条まで、第37条から第42条まで、第59条、第60条、第62条、第68条、第194条の6、第194条の10および第194条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第194条の20において準用する第194条の10」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第194条の20において準用する次条第1項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。
(従業者の員数) 第196条 (略) 2 (略) 3 第1項に規定する<u>指定共同生活援助</u>の従業者は、専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。	(従業者の員数) 第196条 (略) 2 (略) 3 第1項に規定する<u>指定共同生活援助事業所</u>の従業者は、専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。
(勤務体制の確保等) 第200条 (略) 2～5 (略) (新設)	(勤務体制の確保等) 第200条 (略) 2～5 (略) 6 <u>指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u>
(準用) 第201条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、<u>第37条</u>から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、<u>第75条から第77条まで</u>、第90条、第92条、第94条および第157条の2の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第199条の3」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第198条の4第1項」と、第24条第2項中「	(準用) 第201条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、<u>第34条の2</u>、<u>第36条の2</u>から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、<u>第76条</u>、<u>第77条</u>、第90条、第92条、第94条および第157条の2の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第199条の3」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第198条の4第1項」と、第24条

第22条第2項」とあるのは「第198条の4第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第201条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条において準用する第90条」と、<u>同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第201条において準用する第75条第2項」と、同項第5号および第6号中「次条」とあるのは「第201条」と、第94条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第200条の4第1項の協力医療機関および同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者および基準省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者および基準省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。</u> （従業者の員数） 第201条の4 （略） 2・3 （略） 4 第1項および第2項に規定する<u>日中サービス支援型指定共同生活援助</u>の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 5 第1項および第2項に規定する<u>日中サービス支援型指定共同生活援助</u>の従業者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。 （準用） 第201条の11 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、<u>第37条</u>から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、<u>第75条から第77条まで</u>、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条の2から第198条の6までおよび第199条の3から第200条の4までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第201条の11において準用する第199条の3」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条の11にお	第2項中「第22条第2項」とあるのは「第198条の4第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第201条において準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条において準用する第90条」と、<u>同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第201条」と、第94条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第200条の4第1項の協力医療機関および同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者および基準省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者および基準省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。</u> （従業者の員数） 第201条の4 （略） 2・3 （略） 4 第1項および第2項に規定する<u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所</u>の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 5 第1項および第2項に規定する<u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所</u>の従業者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。 （準用） 第201条の11 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、<u>第34条の2、第36条の2</u>から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、<u>第76条、第77条</u>、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条の2から第198条の6までおよび第199条の3から第200条の4までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第201条の11において準用する第199条の3」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第
---	--

いて準用する第198条の4第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第201条の11において準用する第198条の4第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第201条の11において読み替えて準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条の11において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条の11において準用する第90条」と、<u>同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第201条の11において準用する第75条第2項」と、同項第5号および第6号中「次条」とあるのは「第201条の11」と、第94条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の11において準用する第200条の4第1項の協力医療機関および同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者および基準省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者および基準省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。</u>	201条の11において準用する第198条の4第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第201条の11において準用する第198条の4第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第201条の11において読み替えて準用する第60条」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条の11において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条の11において準用する第90条」と、<u>同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第201条の11」と、第94条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の11において準用する第200条の4第1項の協力医療機関および同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者および基準省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者および基準省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。</u>
（従業者の員数） 第201条の14 （略） 2 （略） 3 第1項に規定する<u>外部サービス利用型指定共同生活援助</u>の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。	（従業者の員数） 第201条の14 （略） 2 （略） 3 第1項に規定する<u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業所</u>の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。
（勤務体制の確保等） 第201条の21 （略） 2～4 （略） (新設)	（勤務体制の確保等） 第201条の21 （略） 2～4 （略） 5 <u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u>

(準用) 第201条の22 第12条, 第13条, 第15条から第18条まで, 第21条, 第24条, 第29条, <u>第37条</u>から第42条まで, 第55条, 第60条, 第62条, 第68条, 第72条, <u>第75条から第77条まで</u>, 第90条, 第92条, 第94条, 第157条の2, 第198条の2から第198条の6まで, 第199条, 第199条の2および第200条の2から第200条の4までの規定は, 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において, 第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条の22において準用する第198条の4第1項」と, 第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第201条の22において準用する第198条の4第2項」と, 第60条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と, 第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第201条の22において準用する第60条」と, 「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と, 同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条の22において準用する第55条第1項」と, 同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条の22において準用する第90条」と, <u>同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第201条の22において準用する第75条第2項」と, 同項第5号および第6号中「次条」とあるのは「第201条の22」と, 第94条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の22において準用する第200条の4第1項の協力医療機関および同条第2項の協力歯科医療機関」と, 第157条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者および基準省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。)」と, 同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者および基準省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。)」と, 第199条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所および受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。</u> (従業者の員数等に関する特例) 第202条 多機能型による指定生活介護事業所, 指定自立訓練(機能訓練)事業所, 指定自立訓練(生活訓練)事業所, 指定就労移行支援事業所, 指定就労継続支援A型事業所および指定就労継続支援	(準用) 第201条の22 第12条, 第13条, 第15条から第18条まで, 第21条, 第24条, 第29条, <u>第34条の2</u>, <u>第36条の2</u>から第42条まで, 第55条, 第60条, 第62条, 第68条, 第72条, <u>第76条</u>, <u>第77条</u>, 第90条, 第92条, 第94条, 第157条の2, 第198条の2から第198条の6まで, 第199条, 第199条の2および第200条の2から第200条の4までの規定は, 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において, 第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条の22において準用する第198条の4第1項」と, 第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第201条の22において準用する第198条の4第2項」と, 第60条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と, 第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第201条の22において準用する第60条」と, 「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と, 同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条の22において準用する第55条第1項」と, 同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条の22において準用する第90条」と, <u>同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第201条の22」と, 第94条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の22において準用する第200条の4第1項の協力医療機関および同条第2項の協力歯科医療機関」と, 第157条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者および基準省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。)」と, 同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者および基準省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。)」と, 第199条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所および受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。</u> (従業者の員数等に関する特例) 第202条 多機能型による指定生活介護事業所, 指定自立訓練(機能訓練)事業所, 指定自立訓練(生活訓練)事業所, 指定就労移行支援事業所, 指定就労継続支援A型事業所および指定就労継続支援
--	---

B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）ならびに指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第68条第1項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）および指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第80条第6項、第143条第6項および第7項、第153条第6項、第163条第4項および第5項ならびに第174条第4項（第187条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師およびサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上の者を常勤でなければならないものとするができる。

2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所および指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、第80条第1項第3号および第7項、第143条第1項第2号および第8項、第153条第1項第3号および第7項、第163条第1項第3号および第6項ならびに第174条第1項第2号および第5項（これらの規定を第187条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち基準省令第215条第2項に規定する厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないものとすることができる。

(1)・(2) (略)

(準用)

第210条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条第2項、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第61条まで、第68条、第70条から第72条まで、第77条、第83条、第91条（第10号を除く。）および第94条の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第210条第1項において準用する第91条」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費または特例訓練等給付費」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第210条第2項において準用する第84条第2項および第3項、第210条第3項および

B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）ならびに指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第68条第1項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）および指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第80条第6項、第143条第6項および第7項、第153条第6項、第163条第4項ならびに第174条第4項（第187条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師およびサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上の者を常勤でなければならないものとすることができる。

2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所および指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、第80条第1項第3号および第7項、第143条第1項第2号および第8項、第153条第1項第3号および第7項、第163条第1項第3号および第5項ならびに第174条第1項第2号および第5項（これらの規定を第187条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち基準省令第215条第2項に規定する厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないものとすることができる。

(1)・(2) (略)

(準用)

第210条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条第2項、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第83条、第91条（第10号を除く。）および第92条から第94条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第210条第1項において準用する第91条」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費または特例訓練等給付費」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第210条第2項において準用する第84条

第5項において準用する第146条第2項および第3項ならびに第210条第4項において準用する第157条第2項および第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第210条第2項において準用する第84条第2項、第210条第3項および第5項において準用する第146条第2項ならびに第210条第4項において準用する第157条第2項」と、第37条第3項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第42条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第210条第1項において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「6月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画または特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあっては、3月）」と、第61条中「前条」とあるのは「第210条第1項において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条第1項」とあるのは「第210条第1項において準用する第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第210条第1項において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第210条第2項から第5項までにおいて準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第210条第1項において準用する第75条第2項」と、同項第5号および第6号中「次条」とあるのは「第210条第1項」と、第94条中「前条」とあるのは「第210条第2項から第5項までにおいて準用する前条」と読み替えるものとする。

2 第62条、第75条、第76条、第79条、第84条（第1項を除く。）、第85条（第5項を除く。）、第86条から第90条まで、第92条および第93条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第75条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第79条中「生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第84条中「指定生活介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第85条第6項および第88条第4項

第2項および第3項、第210条第3項および第5項において準用する第146条第2項および第3項ならびに第210条第4項において準用する第157条第2項および第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第210条第2項において準用する第84条第2項、第210条第3項および第5項において準用する第146条第2項ならびに第210条第4項において準用する第157条第2項」と、第37条第3項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第42条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第210条第1項において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「6月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画または特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあっては、3月）」と、第61条中「前条」とあるのは「第210条第1項において準用する前条」と、第77条第2項第1号中「第60条第1項」とあるのは「第210条第1項において準用する第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第210条第1項において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第210条第1項において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第210条第1項」と、第90条第2号中「介護給付費または特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第210条第1項において準用する前条」と読み替えるものとする。

2 第79条、第84条（第1項を除く。）、第85条（第5項を除く。）、第86条および第87条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第79条中「生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第84条中「指定生活介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第85条第6項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第90条第2号中「介護給付費または特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第92条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

3 第62条、第75条、第76条、第88条から第90条まで、第92条、第93条、第142条、第146条（第1項を除く。）、第147条（第3項を除く。）および第148条第2項の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第75条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第88条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第90条第2号中「介護給付費または特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第92条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第142条中「自立訓練（機能訓練）（施行規則第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第146条中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第147条第4項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

4 第62条、第75条、第76条、第88条から第90条まで、第92条、第93条、第147条（第3項を除く。）、第148条第2項、第152条および第157条（第1項および第4項を除く。）の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第75条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第88条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第90条第2号中「介護給付費または特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第92条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第147条第4項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第152条中「自立訓練（生活訓練）（施行規則第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓

3 第142条、第146条（第1項を除く。）、第147条（第3項を除く。）および第148条第2項の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第142条中「自立訓練（機能訓練）（施行規則第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第146条中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第147条第4項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

4 第147条（第3項を除く。）、第148条第2項、第152条および第157条（第1項および第4項を除く。）の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第147条第4項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第152条中「自立訓練（生活訓練）（施行規則第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第157条中「指定自立訓練（生活訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と読み替えるものとする。

練（生活訓練）」という。）とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第157条中「指定自立訓練（生活訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と読み替えるものとする。

5 第62条、第75条、第76条、第86条、第88条から第90条まで、第92条、第93条、第146条（第1項を除く。）、第147条（第3項を除く。）、第181条から第183条まで、第186条および第189条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第75条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第88条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第90条第2号中「介護給付費または特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第92条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第146条中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第147条第4項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第210条第1項」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第186条中「施行規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型（以下「就労継続支援B型」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型」という。）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と読み替えるものとする。

附 則

第4条 第199条第3項および第201条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所または日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護または行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、区分省令第1条第5号に規定する区分4（以下「区分4」という。）、同条第6号に規定する区分5（以下「区分5」という。）または同条第7号に規定する区分6（以下「区分6」という。）に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所または日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護または重度訪問介護の利用を希望する場合については、平成33年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

2 第199条第3項および第201条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所または日中サービス

5 第86条、第146条（第1項を除く。）、第147条（第3項を除く。）、第181条から第183条まで、第186条および第189条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第146条中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第147条第4項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第210条第1項」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第186条中「施行規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型（以下「就労継続支援B型」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型」という。）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と読み替えるものとする。

附 則

第4条 第199条第3項および第201条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所または日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護または行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、区分省令第1条第5号に規定する区分4（以下「区分4」という。）、同条第6号に規定する区分5（以下「区分5」という。）または同条第7号に規定する区分6（以下「区分6」という。）に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所または日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護または重度訪問介護の利用を希望する場合については、令和6年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

2 第199条第3項および第201条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所または日中サービス

支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分4，区分5または区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所または日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、<u>平成33年3月31日</u>までの間、当該利用者については、適用しない。 (1)・(2) （略） 3 （略）	支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分4，区分5または区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所または日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、<u>令和6年3月31日</u>までの間、当該利用者については、適用しない。 (1)・(2) （略） 3 （略）
--	---

4 函館市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、障害福祉サービスの事業の一般原則、運営の基準等に関する規定を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和3年4月1日

函館市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
目次 第 1 章 (略) 第 2 章 療養介護 (第 4 条～<u>第32条</u>) 第 3 章～第 9 章 (略) 附則 (障害福祉サービス事業者の一般原則) 第 3 条 (略) 2 (略) 3 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>責任者を設置する等</u>必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を<u>講ずるよう努めなければ</u>ならない。 (非常災害対策) 第 8 条 (略) 2 (略) (新設) 3 <u>前 2 項の規定により講ずる非常災害に係る対策には、地域の特性に応じて、地震、津波等による自然災害に係る対策を含めなければならない。</u> (療養介護計画の作成等) 第17条 (略) 2～4 (略) 5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議(利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。)を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。 6～10 (略) (勤務体制の確保等) 第25条 (略) 2・3 (略) (新設)	目次 第 1 章 (略) 第 2 章 療養介護 (第 4 条～<u>第32条の 2</u>) 第 3 章～第 9 章 (略) 附則 (障害福祉サービス事業者の一般原則) 第 3 条 (略) 2 (略) 3 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を<u>講じなければならない。</u> (非常災害対策) 第 8 条 (略) 2 (略) 3 <u>療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u> 4 <u>第 1 項および第 2 項の規定により講ずる非常災害に係る対策には、地域の特性に応じて、地震、津波等による自然災害に係る対策を含めなければならない。</u> (療養介護計画の作成等) 第17条 (略) 2～4 (略) 5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議(利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、<u>テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)</u>を活用して行うことができるものとする。)を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。 6～10 (略) (勤務体制の確保等) 第25条 (略) 2・3 (略) 4 <u>療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> (業務継続計画の策定等)

	(新設) 第25条の2 <u>療養介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する療養介護の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u> 2 <u>療養介護事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しなければならない。</u> 3 <u>療養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u>
(衛生管理等) 第27条 (略) 2 療養介護事業者は、<u>療養介護事業所において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u>	(衛生管理等) 第27条 (略) 2 療養介護事業者は、<u>当該療養介護事業所において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> (1) <u>当該療養介護事業所における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u> (2) <u>当該療養介護事業所における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。</u> (3) <u>当該療養介護事業所において、職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</u>
(身体拘束等の禁止) 第28条 (略) 2 (略) (新設)	(身体拘束等の禁止) 第28条 (略) 2 (略) 3 <u>療養介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> (1) <u>身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u> (2) <u>身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u> (3) <u>職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u>
	(虐待の防止) (新設) 第32条の2 <u>療養介護事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> (1) <u>当該療養介護事業所における虐待の防止のた</u>

(職場への定着のための支援の実施)	めの対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。 (2) 当該療養介護事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施すること。 (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 (職場への定着のための支援等の実施)
第44条の2 (略) (新設)	第44条の2 (略) 2 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援(函館市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年函館市条例第14号)第194条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。)の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者(同条例第194条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。)との連絡調整に努めなければならない。
(衛生管理等) 第48条 (略) 2 生活介護事業者は、<u>生活介護事業所</u>において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u>	(衛生管理等) 第48条 (略) 2 生活介護事業者は、<u>当該生活介護事業所</u>において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) <u>当該生活介護事業所における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u> (2) <u>当該生活介護事業所における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。</u> (3) <u>当該生活介護事業所において、職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的の実施すること。</u>
(準用) 第50条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条までおよび第28条から<u>第32条まで</u>の規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第50条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるの	(準用) 第50条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条までおよび第28条から<u>第32条の2</u>までの規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第50条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第2号中「第28条第2項」と

あるのは「第50条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第50条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第50条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第50条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第50条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第55条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条および第44条の2から第49条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第55条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第55条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第55条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第55条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第55条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第55条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第60条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第36条まで、第40条、第41条、第44条の2から第49条まで、第53条および第54条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第60条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第60条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第60条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第60条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第60条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中

とあるのは「第60条において準用する前条」と、第40条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）」については6人以上、宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替えるものとする。 （職員の配置の基準） 第63条 （略） 2～5 （略） 6 第1項第3号の就労支援員のうち、1人以上は、<u>常勤でなければならない。</u> 7 第1項第4号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。 （認定就労移行支援事業所の職員の員数） 第64条 （略） 2 前項の職員およびその員数については、前条第2項から<u>第5項までおよび第7項</u>の規定を準用する。 （職場への定着のための支援の実施） 第67条 （略） （新設） （準用） 第69条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から<u>第32条まで</u>、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第43条、第44条、第45条から第49条までおよび第53条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第69条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第69条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第69条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第69条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第69条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第69条において準用する前条」と、第37条ただし書および第40条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。	「前条」とあるのは「第60条において準用する前条」と、第40条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）」については6人以上、宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替えるものとする。 （職員の配置の基準） 第63条 （略） 2～5 （略） （削る） 6 （略） （認定就労移行支援事業所の職員の員数） 第64条 （略） 2 前項の職員およびその員数については、前条第2項から<u>第6項まで</u>の規定を準用する。 （職場への定着のための支援等の実施） 第67条 （略） 2 <u>就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。</u> （準用） 第69条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から<u>第32条の2まで</u>、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第43条、第44条、第45条から第49条までおよび第53条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第69条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第69条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第69条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第69条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第69条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第69条において準用する前条」と、第37条ただし書および第40条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。 （基準省令に規定する事項の評価等）
--	--

	(新設) <u>第71条の3 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として基準省令第72条の3に規定する厚生労働大臣が定める事項について、同条に規定する厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</u>
(職場への定着のための支援等の実施) 第82条 (略)	(職場への定着のための支援等の実施) 第82条 (略)
	(新設) <u>2 就労継続支援A型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。</u>
(準用) 第84条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から<u>第32条まで</u>、第34条、第41条、第45条から第49条までおよび第53条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第84条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第84条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第84条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第84条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第84条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第84条において準用する前条」と読み替えるものとする。	(準用) 第84条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から<u>第32条の2まで</u>、第34条、第41条、第45条から第49条までおよび第53条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第84条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第84条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第84条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第84条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第84条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第84条において準用する前条」と読み替えるものとする。
(準用) 第87条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から<u>第32条まで</u>、第34条、第36条、第37条、第41条、第43条、第45条から第49条まで、第53条、第71条、第73条から第75条までおよび第80条から第82条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第87条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第87条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第87条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第	(準用) 第87条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から<u>第32条の2まで</u>、第34条、第36条、第37条、第41条、第43条、第45条から第49条まで、第53条、第71条、第73条から第75条までおよび第80条から第82条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第87条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第87条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第87条において準用する第30条第2項」と、同項第4

32条第2項」とあるのは「第87条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第87条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第87条において準用する前条」と、第80条第1項中「第84条」とあるのは「第87条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。	号中「第32条第2項」とあるのは「第87条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第87条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第87条において準用する前条」と、第80条第1項中「第84条」とあるのは「第87条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。
(職員の員数等の特例)	(職員の員数等の特例)
第89条 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。)の合計が20人未満である場合は、第39条第7項、第52条第7項および第8項、第59条第7項、第63条第5項および第6項ならびに第74条第5項(第87条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、指定通所支援基準条例の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員(指定通所支援基準条例第6条第1項第2号に規定する児童発達支援管理責任者を除く。))を含むものとし、管理者、医師およびサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。	第89条 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。)の合計が20人未満である場合は、第39条第7項、第52条第7項および第8項、第59条第7項、第63条第5項ならびに第74条第5項(第87条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、指定通所支援基準条例の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員(指定通所支援基準条例第6条第1項第2号に規定する児童発達支援管理責任者を除く。))を含むものとし、管理者、医師およびサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。
2 多機能型事業所は、第39条第1項第4号および第8項、第52条第1項第3号および第9項、第59条第1項第4号および第8項、第63条第1項第4号および第7項ならびに第74条第1項第3号および第6項(これらの規定を第87条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち基準省令第90条第2項に規定する厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。	2 多機能型事業所は、第39条第1項第4号および第8項、第52条第1項第3号および第9項、第59条第1項第4号および第8項、第63条第1項第4号および第6項ならびに第74条第1項第3号および第6項(これらの規定を第87条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち基準省令第90条第2項に規定する厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
3 (略)	3 (略)

5 函館市指定障害者支援施設の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の骨子

(1) 制定理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い，指定障害者支援施設の事業の一般原則，人員の基準等に関する規定を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和3年4月1日

函館市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例
新旧対照表（第1条関係）

現行	改正案
（指定障害者支援施設の一般原則） 第3条 （略） 2 （略） 3 指定障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</u> （従業者の員数） 第5条 指定障害者支援施設に置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとする。 (1)～(3) （略） (4) 就労移行支援を行う場合 ア～ウ （略） <u>エ ア(イ)の就労支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。</u> <u>オ</u> （略） (5)・(6) （略） 2・3 （略） （複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数） 第7条 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、第5条第1項第1号エ、第2号エおよびオ、第3号エ、第4号ウ（イ（ア）に係る部分を除く。）<u>およびエならびに</u>第5号イの規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者（医師およびサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。 2 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は、第5条第1項第1号ア（ウ）およびオ、第2号ア（イ）およびカ、第3号ア（イ）およびオ、第4号ア（ウ）、イ（イ）<u>およびオならびに</u>第5号ア（イ）およびウの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち基準省令第5条第2項に規定する厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分	（指定障害者支援施設の一般原則） 第3条 （略） 2 （略） 3 指定障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を<u>講じなければならない。</u> （従業者の員数） 第5条 （略） (1)～(3) （略） (4) 就労移行支援を行う場合 ア～ウ （略） (削る) <u>エ</u> （略） (5)・(6) （略） 2・3 （略） （複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数） 第7条 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、第5条第1項第1号エ、第2号エおよびオ、第3号エ、第4号ウ（イ（ア）に係る部分を除く。）<u>ならびに</u>第5号イの規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者（医師およびサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。 2 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は、第5条第1項第1号ア（ウ）およびオ、第2号ア（イ）およびカ、第3号ア（イ）およびオ、第4号ア（ウ）、イ（イ）<u>およびエならびに</u>第5号ア（イ）およびウの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち基準省令第5条第2項に規定する厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分

現行	改正案
に応じ、当該各号に定める数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。 (1)・(2) (略) (サービス提供困難時の対応) 第15条 指定障害者支援施設は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援または就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域（当該指定障害者支援施設が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。第46条第7号において同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援または就労継続支援B型を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害者支援施設、指定生活介護事業者（函館市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年函館市条例第14号）第80条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（<u>同条例</u>第143条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（<u>同条例</u>第153条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定就労移行支援事業者（<u>同条例</u>第163条第1項に規定する指定就労移行支援事業者をいう。）、指定就労継続支援B型事業者（<u>同条例</u>第189条第1項に規定する指定就労継続支援B型事業者をいう。）等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。 2 (略) (施設障害福祉サービス計画の作成等) 第27条 (略) 2～4 (略) 5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する	に応じ、当該各号に定める数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。 (1)・(2) (略) (サービス提供困難時の対応) 第15条 指定障害者支援施設は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援または就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域（当該指定障害者支援施設が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。第46条第7号において同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援または就労継続支援B型を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害者支援施設、指定生活介護事業者（函館市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年函館市条例第14号。以下この項および第36条第3項において「<u>指定障害福祉サービス等基準条例</u>」という。）第80条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（<u>指定障害福祉サービス等基準条例</u>第143条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（<u>指定障害福祉サービス等基準条例</u>第153条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定就労移行支援事業者（<u>指定障害福祉サービス等基準条例</u>第163条第1項に規定する指定就労移行支援事業者をいう。）、指定就労継続支援B型事業者（<u>指定障害福祉サービス等基準条例</u>第189条第1項に規定する指定就労継続支援B型事業者をいう。）等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。 2 (略) (施設障害福祉サービス計画の作成等) 第27条 (略) 2～4 (略) 5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情

現行	改正案
施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。	<u>報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</u>
6～10 （略）	6～10 （略）
<u>（職場への定着のための支援の実施）</u>	<u>（職場への定着のための支援等の実施）</u>
第36条 （略）	第36条 （略）
2 （略）	2 （略）
（新設）	3 <u>指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（指定障害福祉サービス等基準条例第194条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、第1項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第194条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。</u>
（新設）	4 <u>指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。</u>
（運営規程）	（運営規程）
第46条 指定障害者支援施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程（第52条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。	第46条 指定障害者支援施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程（第52条第1項において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。
(1)～(13) （略）	(1)～(13) （略）
（勤務体制の確保等）	（勤務体制の確保等）
第47条 （略）	第47条 （略）
2・3 （略）	2・3 （略）
（新設）	4 <u>指定障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u>
（新設）	<u>（業務継続計画の策定等）</u> 第47条の2 指定障害者支援施設は、感染症や非

現行	改正案
(非常災害対策) 第49条 (略) 2 (略) (新設) 3 前2項の規定により講ずる非常災害に係る対策には、地域の特性に応じて、地震、津波等による自然災害に係る対策を含めなければならない。 (衛生管理等) 第50条 (略) 2 指定障害者支援施設は、指定障害者支援施設において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u> (新設) (揭示)	<u>常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u> 2 指定障害者支援施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しなければならない。 3 指定障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。 (非常災害対策) 第49条 (略) 2 (略) 3 指定障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、<u>地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u> 4 第1項および第2項の規定により講ずる非常災害に係る対策には、地域の特性に応じて、地震、津波等による自然災害に係る対策を含めなければならない。 (衛生管理等) 第50条 (略) 2 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、<u>次に掲げる措置を講じなければならない。</u> (1) <u>当該指定障害者支援施設における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u> (2) <u>当該指定障害者支援施設における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。</u> (3) <u>当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</u> (揭示)

函館市指定障害者支援施設の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
新旧対照表（第2条関係）

現行	改正案
附 則 (経過措置) 第2条 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の函館市指定障害者支援施設の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例第6条および第10条に規定する指定障害者支援施設については，改正後の函館市指定障害者支援施設の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例第5条および第9条の規定にかかわらず，<u>平成33年3月31日</u>までの間は，なお従前の例による。	附 則 (経過措置) 第2条 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の函館市指定障害者支援施設の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例第6条および第10条に規定する指定障害者支援施設については，改正後の函館市指定障害者支援施設の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例第5条および第9条の規定にかかわらず，<u>令和4年3月31日</u>までの間は，なお従前の例による。

6 函館市障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、障害者支援施設の事業の一般原則、運営の基準等に関する規定を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和3年4月1日

函館市障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

現行	改正案
目次 第1章 (略) 第2章 設備および運営に関する基準(第4条～<u>第45条</u>) 附則 (障害者支援施設の一般原則) 第3条 (略) 2 (略) 3 障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</u> (非常災害対策) 第7条 (略) 2 (略) (新設) <u>3 前2項の規定により講ずる非常災害に係る対策には、地域の特性に応じて、地震、津波等による自然災害に係る対策を含めなければならない。</u> (職員の配置の基準) 第11条 障害者支援施設に置くべき職員およびその員数は、次のとおりとする。 (1)～(4) (略) (5) 就労移行支援を行う場合 ア～ウ (略) <u>エ ア(イ)の就労支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。</u> <u>オ</u> (略) (6)・(7) (略) 2～4 (略) (複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数) 第12条 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、前条第1項第2号エ、第	目次 第1章 (略) 第2章 設備および運営に関する基準(第4条～<u>第46条</u>) 附則 (障害者支援施設の一般原則) 第3条 (略) 2 (略) 3 障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を<u>講じなければならない。</u> (非常災害対策) 第7条 (略) 2 (略) <u>3 障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u> <u>4 第1項および第2項の規定により講ずる非常災害に係る対策には、地域の特性に応じて、地震、津波等による自然災害に係る対策を含めなければならない。</u> (職員の配置の基準) 第11条 (略) (1)～(4) (略) (5) 就労移行支援を行う場合 ア～ウ (略) (削る) <u>エ</u> (略) (6)・(7) (略) 2～4 (略) (複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数) 第12条 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、前条第1項第2号エ、第

現行	改正案
3号エおよびオ、第4号エ、第5号ウ（イ（ア）に係る部分を除く。）<u>およびエ</u>ならびに第6号イの規定にかかわらず、当該障害者支援施設が昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員（施設長、医師およびサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。 2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、前条第1項第2号ア（ウ）およびオ、第3号ア（イ）およびカ、第4号ア（イ）およびオ、第5号ア（ウ）、イ（イ）<u>およびオならびに</u>第6号ア（イ）およびウの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち基準省令第12条第2項に規定する厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。 (1)・(2) (略) (施設障害福祉サービス計画の作成等) 第19条 (略) 2～4 (略) 5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。 6～10 (略) <u>(職場への定着のための支援の実施)</u> 第28条 (略) 2 (略) (新設)	3号エおよびオ、第4号エ、第5号ウ（イ（ア）に係る部分を除く。）ならびに第6号イの規定にかかわらず、当該障害者支援施設が昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員（施設長、医師およびサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。 2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、前条第1項第2号ア（ウ）およびオ、第3号ア（イ）およびカ、第4号ア（イ）およびオ、第5号ア（ウ）、イ（イ）<u>およびエならびに</u>第6号ア（イ）およびウの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち基準省令第12条第2項に規定する厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。 (1)・(2) (略) (施設障害福祉サービス計画の作成等) 第19条 (略) 2～4 (略) 5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、<u>テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）</u>を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。 6～10 (略) <u>(職場への定着のための支援等の実施)</u> 第28条 (略) 2 (略) 3 <u>障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（函館市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年函館市条例第14号）第194条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、第1項に定める支援が終了した日以</u>

現行	改正案
(身体拘束等の禁止) 第 41 条 (略) 2 (略) (新設) (新設)	<u>食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u> <u>(2) 当該障害者支援施設における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。</u> <u>(3) 当該障害者支援施設において、職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</u> (身体拘束等の禁止) 第 41 条 (略) 2 (略) <u>3 障害者支援施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u> <u>(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u> <u>(3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u> <u>(虐待の防止)</u> <u>第 46 条 障害者支援施設は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 当該障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u> <u>(2) 当該障害者支援施設において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u> <u>(3) 前 2 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u>

7 函館市地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、地域活動支援センターの事業の基本方針および運営の基準に関する規定を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和3年4月1日

現行	改正案
(基本方針) 第3条 略 2・3 略 4 地域活動支援センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>責任者を設置する等の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</u>	(基本方針) 第3条 略 2・3 略 4 地域活動支援センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
(非常災害対策) 第5条 略 2 略	(非常災害対策) 第5条 略 2 略
(新設) 3 <u>前2項の規定により講ずる非常災害に係る対策には、地域の特性に応じて、地震、津波等による自然災害に係る対策を含めなければならない。</u>	3 <u>地域活動支援センターは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u> 4 <u>第1項および第2項の規定により講ずる非常災害に係る対策には、地域の特性に応じて、地震、津波等による自然災害に係る対策を含めなければならない。</u>
(新設)	(勤務体制の確保等) 第14条の2 <u>地域活動支援センターは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</u> 2 <u>地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</u> 3 <u>地域活動支援センターは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</u> 4 <u>地域活動支援センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u>
(新設)	(業務継続計画の策定等) 第15条の2 <u>地域活動支援センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じ</u>

	なければならない。
	2 地域活動支援センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しなければならない。
	3 地域活動支援センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
(衛生管理等)	(衛生管理等)
第16条 略	第16条 略
2 地域活動支援センターは、 <u>地域活動支援センターにおいて感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u>	2 地域活動支援センターは、 <u>当該地域活動支援センターにおいて感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように次に掲げる措置を講じなければならない。</u>
(新設)	(1) <u>当該地域活動支援センターにおける感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第20条第1号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u>
(新設)	(2) <u>当該地域活動支援センターにおける感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。</u>
(新設)	(3) <u>当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</u>
(新設)	(虐待の防止)
(新設)	第20条 <u>地域活動支援センターは、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u>
	(1) <u>当該地域活動支援センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u>
	(2) <u>当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u>
	(3) <u>前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u>

8 函館市福祉ホームの設備および運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、福祉ホームの事業の基本方針および運営の基準に関する規定を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和3年4月1日

函館市福祉ホームの設備および運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

現行	改正案
(基本方針) 第3条 略 2・3 略 4 福祉ホームは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。	(基本方針) 第3条 略 2・3 略 4 福祉ホームは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
(非常災害対策) 第6条 略 2 略	(非常災害対策) 第6条 略 2 略
(新設) 3 前2項の規定により講ずる非常災害に係る対策には、地域の特性に応じて、地震、津波等による自然災害に係る対策を含めなければならない。	3 福祉ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
(新設) 4 第1項および第2項の規定により講ずる非常災害に係る対策には、地域の特性に応じて、地震、津波等による自然災害に係る対策を含めなければならない。	4 第1項および第2項の規定により講ずる非常災害に係る対策には、地域の特性に応じて、地震、津波等による自然災害に係る対策を含めなければならない。
(新設) 第12条の2 福祉ホームは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。	(勤務体制の確保等) 第12条の2 福祉ホームは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。
(新設) 2 福祉ホームは、当該福祉ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	2 福祉ホームは、当該福祉ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
(新設) 3 福祉ホームは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	3 福祉ホームは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
(新設) 4 福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	4 福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
(新設) 第13条の2 福祉ホームは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。	(業務継続計画の策定等) 第13条の2 福祉ホームは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
	2 福祉ホームは、職員に対し、業務継続計画に

	ついて周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しなければならない。 3 福祉ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
(衛生管理等) 第14条 略 2 福祉ホームは、福祉ホームにおいて感染症が発生し、またはまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u>	(衛生管理等) 第14条 略 2 福祉ホームは、当該福祉ホームにおいて感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) <u>当該福祉ホームにおける感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(第18条第1号において「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u> (2) <u>当該福祉ホームにおける感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。</u> (3) <u>当該福祉ホームにおいて、職員に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施すること。</u>
(新設) (新設) (新設)	
(新設)	(虐待の防止) 第18条 福祉ホームは、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) <u>当該福祉ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u> (2) <u>当該福祉ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u> (3) <u>前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u>

9 函館市指定通所支援の事業等の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，指定通所支援の事業等の一般原則，人員の基準等に関する規定を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和3年4月1日

函館市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例 新旧対照表

現行	改正案
(指定障害児通所支援事業者等の一般原則) 第3条 (略) 2・3 (略) 4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</u> (従業者の員数) 第6条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとする。 (1) 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省第63号）第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）、<u>保育士または学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）もしくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）</u> 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員、<u>保育士または障害福祉サービス経験者の合計数がアまたはイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれアまたはイに定める数以上</u> ア・イ (略) (2) (略) 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、<u>機能訓練担当職員</u>（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。	(指定障害児通所支援事業者等の一般原則) 第3条 (略) 2・3 (略) 4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を<u>講じなければならない。</u> (従業者の員数) 第6条 (略) (1) 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）<u>または保育士</u> 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員<u>または保育士</u>の合計数がアまたはイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれアまたはイに定める数以上 ア・イ (略) (2) (略) 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、<u>日常生活</u>を営むのに必要な機能訓練を行う場合には<u>機能訓練担当職員</u>（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以

以下同じ。)を置かなければならない。<u>この場合において、当該機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を見守り員、保育士または障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。</u>	
(新設)	下同じ。)を、日常生活および社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「基準省令」という。)第5条第2項に規定する厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員(保健師、助産師、看護師または准看護師をいう。以下同じ。)を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。
(新設)	(1) <u>医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合</u> (2) <u>当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)</u>において、医療的ケアのうち喀痰吸引等(同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。次条および第79条において同じ。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業またはその一環として喀痰吸引等業務(同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。次条および第79条において同じ。)を行う場合
(新設)	(3) <u>当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)</u>において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。次条および第79条において同じ。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業またはその一環として特定行為業務(同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。次条および第79条において同じ。)を行う場合
(新設)	3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員または看護職員(以下この条、次条および第79条において「機能訓練担当職員等」という。)を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を見守り員または保育士の合計数に含めることができる。
3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障	4 前3項の規定にかかわらず、主として重症心身障

害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとする。ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。 (1) (略) (2) 看護職員(保健師、助産師、看護師または准看護師をいう。以下同じ。) 1以上 (3)～(5) (略) <u>4 (略)</u> <u>5 第1項第1号の児童指導員、保育士または障害福祉サービス経験者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。</u> <u>6 第1項第1号の児童指導員、保育士および障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員または保育士でなければならない。</u> <u>7 (略)</u>	害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとする。ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。 (1) (略) (2) 看護職員 1以上 (3)～(5) (略) <u>5 (略)</u> <u>6 第1項第1号の児童指導員または保育士のうち、1人以上は、常勤でなければならない。</u> <u>7 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号の児童指導員または保育士の合計数の半数以上は、児童指導員または保育士でなければならない。</u> <u>8 (略)</u>
第7条 (略) 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かななければならない。<u>この場合において、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員および保育士の総数に含めることができる。</u> (新設) (新設) (新設)	第7条 (略) 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活および社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かななければならない。<u>ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</u> (1) <u>医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合</u> (2) <u>当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業またはその一環として喀痰吸引等業務を行う場合</u> (3) <u>当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業またはその一環として特定行為業務を行う場合</u>

(新設) 3 前項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる<u>従業者</u>を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員および保育士の総数に含めることができる。 (1)・(2) (略) (新設) 4 第2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員および保育士の総数に含めることができる。 (1)・(2) (略) (新設) 5 第1項第2号アおよび<u>第3項第1号</u>の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1または複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。 6 第1項から<u>第4項</u>まで(第1項第1号を除く。)に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者または指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士および同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。 (通所利用者負担額の受領) 第24条 (略)	3 <u>前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員および保育士の総数に含めることができる。</u> 4 前2項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる<u>従業者</u>(<u>第2項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあっては、第3号に掲げる看護職員を除く。</u>)を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員および保育士の総数に含めることができる。 (1)・(2) (略) <u>(3) 看護職員(日常生活および社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。)</u> <u>医療的ケアを行うために必要な数</u> 5 第2項および第3項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員および保育士の総数に含めることができる。 (1)・(2) (略) 6 <u>第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第2号アの児童指導員および保育士の総数の半数以上は、児童指導員または保育士でなければならない。</u> 7 第1項第2号アおよび<u>第4項第1号</u>の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1または複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。 8 第1項から<u>第5項</u>まで(第1項第1号を除く。)に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者または指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士および同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。 (通所利用者負担額の受領) 第24条 (略)
---	--

2・3 (略) 4 前項第1号に掲げる費用については、<u>児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準</u>（平成24年厚生労働省令第15号。以下「<u>基準省令</u>」という。）第23条第4項に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 5・6 (略) (児童発達支援計画の作成等) 第28条 (略) 2～4 (略) 5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。 6～10 (略) (運営規程) 第38条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（<u>第44条</u>において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(12) (略) (勤務体制の確保等) 第39条 (略) 2・3 (略) (新設) (新設)	2・3 (略) 4 前項第1号に掲げる費用については、<u>基準省令</u>第23条第4項に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 5・6 (略) (児童発達支援計画の作成等) 第28条 (略) 2～4 (略) 5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（<u>テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。</u>）を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。 6～10 (略) (運営規程) 第38条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（<u>第44条第1項</u>において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(12) (略) (勤務体制の確保等) 第39条 (略) 2・3 (略) <u>4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> (業務継続計画の策定等) <u>第39条の2 指定児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（</u>
---	---

(非常災害対策)
第41条 (略)
2 (略)
(新設)
3 前2項の規定により講ずる非常災害に係る対策には、地域の特性に応じて、地震、津波等による自然災害に係る対策を含めなければならない。

(衛生管理等)
第42条 (略)
2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
(新設)

(新設)
(新設)

(揭示)
第44条 (略)

以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的の実施しなければならない。
3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)
第41条 (略)
2 (略)
3 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
4 第1項および第2項の規定により講ずる非常災害に係る対策には、地域の特性に応じて、地震、津波等による自然災害に係る対策を含めなければならない。

(衛生管理等)
第42条 (略)
2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
(1) 当該指定児童発達支援事業所における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的
に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
(2) 当該指定児童発達支援事業所における感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。
(3) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的
に実施すること。

(揭示)
第44条 (略)

(身体拘束等の禁止)

2 (略)

(虐待等の禁止)

(新設)

(地域との連携等)

(身体拘束等の禁止)

2 (略)

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(虐待等の禁止)

2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定児童発達支援事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための
担当者を置くこと。

(地域との連携等)

第52条 (略)

2 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。)は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児もしくはその家庭または当該障害児が通い、在学し、もしくは在籍する保育所、学校教育法に規定する幼稚園、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)もしくは特別支援学校もしくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

(従業者の員数)

第60条 児童発達支援に係る基準該当通所支援(以下「基準該当児童発達支援」という。)の事業を行う者(以下「基準該当児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当児童発達支援事業所」という。)に置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとする。

(1) 児童指導員、保育士または障害福祉サービス経験者 基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士または障害福祉サービス経験者の合計数が、アまたはイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれアまたはイに定める数以上

ア・イ (略)

(2) (略)

2 (略)

3 第1項第1号の児童指導員、保育士および障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員または保育士でなければならない。

(準用)

第77条 第13条から第23条まで、第25条、第27条(第4項および第5項を除く。)から第35条まで、第37条、第39条から第42条まで、第44条から第48条まで、第50条から第53条までおよび第55条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第75条」と、第17条中「いう。第38条第6号お

第52条 (略)

2 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。)は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児もしくはその家庭または当該障害児が通い、在学し、もしくは在籍する保育所、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する幼稚園、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)もしくは特別支援学校もしくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

(従業者の員数)

第60条 (略)

(1) 児童指導員または保育士 基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員または保育士の合計数が、アまたはイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれアまたはイに定める数以上

ア・イ (略)

(2) (略)

2 (略)

(削る)

(準用)

第77条 第13条から第23条まで、第25条、第27条(第4項および第5項を除く。)から第35条まで、第37条、第39条から第42条まで、第44条から第48条まで、第50条から第53条までおよび第55条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第75条」と、第17条中「いう。第38条第6号お

よび」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第72条第1項から第3項まで」と、第27条第1項および第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第35条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第44条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、同項第3号中「第36条」とあるのは「第74条」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第79条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとする。

- (1) 児童指導員、保育士または障害福祉サービス経験者 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士または障害福祉サービス経験者の合計数が、アまたはイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれアまたはイに定める数以上

ア・イ (略)

- (2) (略)

- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員、保育士または障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。

(新設)

(新設)

よび」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第72条第1項から第3項まで」と、第27条第1項および第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第35条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第44条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、同項第3号中「第36条」とあるのは「第74条」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第79条 (略)

- (1) 児童指導員または保育士 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員または保育士の合計数が、アまたはイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれアまたはイに定める数以上

ア・イ (略)

- (2) (略)

- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活および社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

- (2) 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障

(新設)	害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業またはその一環として喀痰吸引等業務を行う場合 <u>(3) 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業またはその一環として特定行為業務を行う場合</u>
(新設)	<u>3 前項に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員または保育士の合計数に含めることができる。</u>
<u>3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとする。ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。</u> (1)～(5) (略)	<u>4 前3項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとする。ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。</u> (1)～(5) (略)
<u>4 (略)</u>	<u>5 (略)</u>
<u>5 第1項第1号の児童指導員、保育士または障害福祉サービス経験者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。</u>	<u>6 第1項第1号の児童指導員または保育士のうち、1人以上は、常勤でなければならない。</u>
<u>6 第1項第1号の児童指導員、保育士および障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員または保育士でなければならない。</u>	<u>7 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号の児童指導員または保育士の合計数の半数以上は、児童指導員または保育士でなければならない。</u>
<u>7 (略)</u>	<u>8 (略)</u>
(従業者の員数) 第86条 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとする。 (1) <u>児童指導員、保育士または障害福祉サービス経験者</u> 基準該当放課後等デイサービスの単位ご	(従業者の員数) 第86条 (略) (1) <u>児童指導員または保育士</u> 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間

とにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士または障害福祉サービス経験者の合計数が、アまたはイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれアまたはイに定める数以上
ア・イ (略)

(2) (略)

2 (略)

3 第1項第1号の児童指導員、保育士および障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員または保育士でなければならない。

(従業者の員数)

第91条 (略)

2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員もしくは保育士の資格を取得後または児童指導員もしくは心理指導担当職員（学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人および集団心理療法の技術を有するものまたはこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、および当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務または日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、および当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練または職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。

3 (略)

(準用)

第97条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項および第5項を除く。）、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第42条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条までおよび第76条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第96条」と、第17条中「い

帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員または保育士の合計数が、アまたはイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれアまたはイに定める数以上

ア・イ (略)

(2) (略)

2 (略)

(削る)

(従業者の員数)

第91条 (略)

2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員もしくは保育士の資格を取得後または児童指導員もしくは心理指導担当職員（学校教育法の規定による大学の短期大学を除く。）もしくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人および集団心理療法の技術を有するものまたはこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、および当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務または日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、および当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練または職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。

3 (略)

(準用)

第97条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項および第5項を除く。）、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第42条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条までおよび第76条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第96条」と、

う。第38条第6号および第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第95条第1項から第3項まで」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第95条第2項」と、第27条第1項、第28条および第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第102条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第4項および第5項を除く。)、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第42条、第44条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで、第76条および第94条から第96条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第102条において準用する第96条」と、第17条中「いう。第38条第6号および第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第102条において準用する第95条第1項から第3項まで」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第102条において準用する第95条第2項」と、第27条第1項および第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第44条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

(従業者の員数に関する特例)

第103条 多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)に係る事業を行う者に対する第6条第1項、第2項および第4項、第7条、第68条、第79条第1項、第2項および第4項、第91条第1項ならびに第99条第1項の規定の適用については、第6条第1項中「事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機

第17条中「いう。第38条第6号および第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第95条第1項から第3項まで」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第95条第2項」と、第27条第1項、第28条および第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第102条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第4項および第5項を除く。)、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第42条、第44条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで、第76条および第94条から第96条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第102条において準用する第96条」と、第17条中「いう。第38条第6号および第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第102条において準用する第95条第1項から第3項まで」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第102条において準用する第95条第2項」と、第27条第1項および第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第44条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

(従業者の員数に関する特例)

第103条 多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)に係る事業を行う者に対する第6条第1項から第3項までおよび第5項、第7条(第3項および第6項を除く。)、第68条、第79条第1項から第3項までおよび第5項、第91条第1項ならびに第99条第1項の規定の適用については、第6条第1項中「事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「

能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第4項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第7条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項および第3項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第4項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第5項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第6項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第68条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、ならびに同条第2項および第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第79条第1項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第4項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第91条第1項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第99条第1項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。

- 2 利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第6条第5項および第79条第5項の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医および管理者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項および第5項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第7条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項および第4項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第5項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第7項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第8項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第68条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、ならびに同条第2項および第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第79条第1項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項および第5項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第91条第1項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第99条第1項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。

- 2 利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第6条第6項および第79条第6項の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医および管理者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

10 函館市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、養護老人ホームの事業の基本方針、運営の基準等に関する規定を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和3年4月1日

函館市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例

新旧対照表

現 行	改 正 案
(基本方針) 第3条 (略) 2・3 (略) (新設)	(基本方針) 第3条 (略) 2・3 (略) <u>4 養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u>
(運営規程) 第8条 養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(6) (略) (新設) <u>(7) (略)</u>	(運営規程) 第8条 (略) (1)～(6) (略) <u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(8) (略)</u>
(非常災害対策) 第9条 (略) 2 (略) (新設) <u>3 前2項の規定により講ずる非常災害に係る対策には、地域の特性に応じて、地震、津波等による自然災害に係る対策を含めなければならない。</u>	(非常災害対策) 第9条 (略) 2 (略) <u>3 養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u> <u>4 第1項および第2項の規定により講ずる非常災害に係る対策には、地域の特性に応じて、地震、津波等による自然災害に係る対策を含めなければならない。</u>
(職員の配置の基準) 第13条 (略) 2～11 (略) 12 第1項第3号、第6号および第7号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士または調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。 (1) 養護老人ホーム <u>栄養士</u>または調理員、事務員その他の職員 (2)～(5) (略)	(職員の配置の基準) 第13条 (略) 2～11 (略) 12 (略) (1) 養護老人ホーム <u>生活相談員、栄養士</u>または調理員、事務員その他の職員 (2)～(5) (略)
(処遇の方針)	(処遇の方針)

第17条 (略)

2～5 (略)

6 養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

(施設長の責務)

第22条 (略)

2 施設長は、職員に第8条から第10条まで、第15条から前条までおよび次条から第30条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第24条 (略)

2 (略)

3 養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(新設)

(新設)

第17条 (略)

2～5 (略)

6 (略)

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

(施設長の責務)

第22条 (略)

2 施設長は、職員に第8条から第10条まで、第15条から前条までおよび次条から第31条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第24条 (略)

2 (略)

3 養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該養護老人ホームは、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第24条の2 養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行うための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定

(衛生管理等)

第25条 (略)

2 養護老人ホームは、当該養護老人ホームにおいて感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該養護老人ホームにおける感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。

(2) (略)

(3) 当該養護老人ホームにおいて、支援員その他の職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) (略)

(事故発生の防止および発生時の対応)

第30条 養護老人ホームは、事故の発生またはその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 事故発生の防止のための委員会および支援員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと。

(新設)

2～4 (略)

(新設)

し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しなければならない。

3 養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第25条 (略)

2 養護老人ホームは、当該養護老人ホームにおいて感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該養護老人ホームにおける感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。

(2) (略)

(3) 当該養護老人ホームにおいて、支援員その他の職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(4) (略)

(事故発生の防止および発生時の対応)

第30条 養護老人ホームは、事故の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)および支援員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2～4 (略)

(虐待の防止)

第31条 養護老人ホームは、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(新設)	(1) <u>当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u> (2) <u>当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。</u> (3) <u>当該養護老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u> (4) <u>前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u> <u>（電磁的記録等）</u> 第32条 <u>養護老人ホームおよびその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているまたは想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u>
-------------	---

11 函館市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、特別養護老人ホームの事業の基本方針、運営の基準等に関する規定を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和3年4月1日

函館市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例

新旧対照表

現 行	改 正 案
目次 第 1 章 (略) 第 2 章 基本方針ならびに人員、設備および運営に関する基準 (第 3 条～<u>第32条</u>) 第 3 章～第 5 章 (略) (新設) 附則 (基本方針) 第 3 条 (略) 2 ～ 4 (略) (新設) (職員の専従) 第 7 条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。<u>ただし、特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホーム（第33条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の特別養護老人ホームおよびユニット型特別養護老人ホームの介護職員および看護職員（第41条第 2 項（第53条において準用する場合を含む。）の規定に基づき配置される看護職員に限る。以下この条において同じ。）</u>、特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（第50条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）を併設する場合の特別養護老人ホームおよびユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員および看護職員、<u>地域密着型特別養護老人ホーム（第12条第 7 項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいい、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。）にユニット型特別養護老人ホーム</u>	目次 第 1 章 (略) 第 2 章 基本方針ならびに人員、設備および運営に関する基準 (第 3 条～<u>第32条の 2</u>) 第 3 章～第 5 章 (略) <u>第 6 章 雑則（第54条）</u> 附則 (基本方針) 第 3 条 (略) 2 ～ 4 (略) <u>5 特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> (職員の専従) 第 7 条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。<u>ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</u>

を併設する場合の地域密着型特別養護老人ホームおよびユニット型特別養護老人ホームの介護職員および看護職員または地域密着型特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホームおよびユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員および看護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

第8条 特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(7) (略)

(新設)

(8) (略)

(非常災害対策)

第9条 (略)

2 (略)

(新設)

3 前2項の規定により講ずる非常災害に係る対策には、地域の特性に応じて、地震、津波等による自然災害に係る対策を含めなければならない。

(処遇の方針)

第16条 (略)

2～5 (略)

6 特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

7 (略)

(施設長の責務)

第24条 (略)

2 施設長は、職員に第8条から第10条まで

(運営規程)

第8条 (略)

(1)～(7) (略)

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) (略)

(非常災害対策)

第9条 (略)

2 (略)

3 特別養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

4 第1項および第2項の規定により講ずる非常災害に係る対策には、地域の特性に応じて、地震、津波等による自然災害に係る対策を含めなければならない。

(処遇の方針)

第16条 (略)

2～5 (略)

6 (略)

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

7 (略)

(施設長の責務)

第24条 (略)

2 施設長は、職員に第8条から第10条まで

および第13条から第32条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第25条 (略)

2 (略)

3 特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(新設)

(新設)

(衛生管理等)

第27条 (略)

2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおいて感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該特別養護老人ホームにおける感染症および食中毒の予防およびまん延の防

および第13条から第32条の2までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第25条 (略)

2 (略)

3 特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第25条の2 特別養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しなければならない。

3 特別養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第27条 (略)

2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおいて感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該特別養護老人ホームにおける感染症および食中毒の予防およびまん延の防

止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。 (2) (略) (3) 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修を定期的実施すること。 (4) (略) (事故発生の防止および発生時の対応) 第32条 特別養護老人ホームは、事故の発生またはその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 事故発生の防止のための委員会および職員に対する研修を定期的に行うこと。 (新設) 2～4 (略) (新設) (基本方針)	止のための対策を検討する委員会 <u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。 (2) (略) (3) 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。 (4) (略) (事故発生の防止および発生時の対応) 第32条 特別養護老人ホームは、事故の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 事故発生の防止のための委員会 <u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>および職員に対する研修を定期的に行うこと。 (4) <u>前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u> 2～4 (略) <u>(虐待の防止)</u> 第32条の2 特別養護老人ホームは、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) <u>当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を定期的開催するとともに、その結果について、<u>介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u> (2) <u>当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。</u> (3) <u>当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u> (4) <u>前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u> (基本方針)
--	---

第34条 (略)

2 (略)

(新設)

(運営規程)

第35条 ユニット型特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(8) (略)

(新設)

(9) (略)

(設備の基準)

第36条 (略)

2・3 (略)

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) ユニット

ア 居室

(ア) (略)

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならない。

(ウ) (略)

(エ) 一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

a 10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上を標準とすること。

b ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

(オ)～(ケ) (略)

イ～エ (略)

(2)～(4) (略)

5・6 (略)

(サービスの取扱方針)

第34条 (略)

2 (略)

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(運営規程)

第35条 (略)

(1)～(8) (略)

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) (略)

(設備の基準)

第36条 (略)

2・3 (略)

4 (略)

(1) ユニット

ア 居室

(ア) (略)

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

(ウ) (略)

(エ) 一の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

(オ)～(ケ) (略)

イ～エ (略)

(2)～(4) (略)

5・6 (略)

(サービスの取扱方針)

第37条 (略)

2～7 (略)

8 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

9 (略)

(勤務体制の確保等)

第41条 (略)

2・3 (略)

4 ユニット型特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(新設)

(準用)

第43条 第4条から第7条まで、第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条までおよび第27条から第32条までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第10条第2項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第37条第7項」と、同項第4号中「第30条第2項」とあるのは「第43条において準用する第30条第2項」と、同項第5号中「第32条第3項」とあるのは「第43条において準用する第32条第3項」と、第24条第2項中「第8条から第10条までお

第37条 (略)

2～7 (略)

8 (略)

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

9 (略)

(勤務体制の確保等)

第41条 (略)

2・3 (略)

4 ユニット型特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型特別養護老人ホームは、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第43条 第4条から第7条まで、第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第25条の2および第27条から第32条の2までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第10条第2項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第37条第7項」と、同項第4号中「第30条第2項」とあるのは「第43条において準用する第30条第2項」と、同項第5号中「第32条第3項」とあるのは「第43条において準用する第32条第3項」と、第24条第2項中「第8

よび第13条から第32条まで」とあるのは「第35条および第37条から第42条までならびに第43条において準用する第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条までおよび第27条から第32条まで」と読み替えるものとする。

(職員の配置の基準)

第46条 地域密着型特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

(1)～(7) (略)

2～8 (略)

9 第1項第3号および第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員または調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 特別養護老人ホーム 栄養士、機能訓練指導員または調理員、事務員その他の職員

(2)～(5) (略)

10～15 (略)

(地域との連携等)

第48条 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する市の職員または当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要

条から第10条までおよび第13条から第32条の2まで」とあるのは「第35条および第37条から第42条までならびに第43条において準用する第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第25条の2および第27条から第32条の2まで」と読み替えるものとする。

(職員の配置の基準)

第46条 地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士を置かないことができる。

(1)～(7) (略)

2～8 (略)

9 (略)

(1) 特別養護老人ホーム 生活相談員、栄養士、機能訓練指導員または調理員、事務員その他の職員

(2)～(5) (略)

10～15 (略)

(地域との連携等)

第48条 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する市の職員または当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者またはその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用につい

望，助言等を聴く機会を設けなければならない。

2～4 （略）

（準用）

第49条 第3条から第10条まで，第13条から第16条まで，第18条から第30条までおよび第32条の規定は，地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において，第10条第2項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第49条において準用する第16条第5項」と，同項第4号中「第30条第2項」とあるのは「第49条において準用する第30条第2項」と，同項第5号中「第32条第3項」とあるのは「第49条において準用する第32条第3項」と，第24条第2項中「第8条から第10条までおよび第13条から第32条まで」とあるのは「第47条および第48条ならびに第49条において準用する第8条から第10条まで，第13条から第16条まで，第18条から第30条までおよび第32条」と読み替えるものとする。

（設備の基準）

第51条 （略）

2・3 （略）

4 前項各号に掲げる設備の基準は，次のとおりとする。

(1) ユニット

ア 居室

(ア) （略）

(イ) 居室は，いずれかのユニットに属するものとし，当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし，一のユニットの入居定員は，おおむね10人以下としなければならない。

(ウ) （略）

(エ) 一の居室の床面積等は，次のいずれかを満たすこと。

a 10.65平方メートル以上とすること。ただし，(ア)ただし書の場合にあっては，21.3平方メートル

て当該入所者等の同意を得なければならない。）（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し，おおむね2月に1回以上，運営推進会議に対し活動状況を報告し，運営推進会議による評価を受けるとともに，運営推進会議から必要な要望，助言等を聴く機会を設けなければならない。

2～4 （略）

（準用）

第49条 第3条から第10条まで，第13条から第16条まで，第18条から第30条まで，第32条および第32条の2の規定は，地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において，第10条第2項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第49条において準用する第16条第5項」と，同項第4号中「第30条第2項」とあるのは「第49条において準用する第30条第2項」と，同項第5号中「第32条第3項」とあるのは「第49条において準用する第32条第3項」と，第24条第2項中「第8条から第10条までおよび第13条から第32条の2まで」とあるのは「第47条および第48条ならびに第49条において準用する第8条から第10条まで，第13条から第16条まで，第18条から第30条まで，第32条および第32条の2」と読み替えるものとする。

（設備の基準）

第51条 （略）

2・3 （略）

4 （略）

(1) ユニット

ア 居室

(ア) （略）

(イ) 居室は，いずれかのユニットに属するものとし，当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし，一のユニットの入居定員は，原則としておおむね10人以下とし，15人を超えないものとする。

(ウ) （略）

(エ) 一の居室の床面積等は，10.65平方メートル以上とすること。ただし，(ア)ただし書の場合にあっては，21.3平方メートル以上とすること。

以上を標準とすること。

- b ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

(オ)～(ケ) (略)

イ～エ (略)

(2)～(4) (略)

5～7 (略)

(準用)

第53条 第4条から第7条まで、第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第27条から第30条まで、第32条、第34条、第35条、第37条、第39条から第42条までおよび第48条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第10条第2項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第53条において準用する第37条第7項」と、同項第4号中「第30条第2項」とあるのは「第53条において準用する第30条第2項」と、同項第5号中「第32条第3項」とあるのは「第53条において準用する第32条第3項」と、第24条第2項中「第8条から第10条までおよび第13条から第32条まで」とあるのは「第52条ならびに第53条において準用する第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第27条から第30条まで、第32条、第35条、第37条、第39条から第42条までおよび第48条」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(オ)～(ケ) (略)

イ～エ (略)

(2)～(4) (略)

5～7 (略)

(準用)

第53条 第4条から第7条まで、第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第25条の2、第27条から第30条まで、第32条、第32条の2、第34条、第35条、第37条、第39条から第42条までおよび第48条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第10条第2項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第53条において準用する第37条第7項」と、同項第4号中「第30条第2項」とあるのは「第53条において準用する第30条第2項」と、同項第5号中「第32条第3項」とあるのは「第53条において準用する第32条第3項」と、第24条第2項中「第8条から第10条までおよび第13条から第32条の2まで」とあるのは「第52条ならびに第53条において準用する第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第25条の2、第27条から第30条まで、第32条、第32条の2、第35条、第37条、第39条から第42条までおよび第48条」と読み替えるものとする。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第54条 特別養護老人ホームおよびその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているまたは想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当

附 則

第4条 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この条および附則第6条において同じ。）または療養病床を有する病院の一般病床、精神病床または療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床または療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、または入居させるための施設の用に供することをいう。）をし、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂および機能訓練室については、第11条第4項第9号アおよび第45条第4項第9号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供または機能訓練を行う場合において、当該食事の提供または機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

第5条 一般病床または療養病床を有する診療所の一般病床または療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該診療所の一

該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 特別養護老人ホームおよびその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているまたは想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

第4条 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この条および附則第6条において同じ。）または療養病床を有する病院の一般病床、精神病床または療養病床を令和6年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床または療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、または入居させるための施設の用に供することをいう。）をし、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂および機能訓練室については、第11条第4項第9号アおよび第45条第4項第9号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供または機能訓練を行う場合において、当該食事の提供または機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

第5条 一般病床または療養病床を有する診療所の一般病床または療養病床を令和6年3月31日までの間に転換（当該診療所の一

般病床または療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、または入居させるための施設の用に供することをいう。)をし、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂および機能訓練室については、第11条第4項第9号アおよび第45条第4項第9号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1)・(2) (略)

第6条 一般病床、精神病床もしくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床もしくは療養病床または一般病床もしくは療養病床を有する診療所の一般病床もしくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床もしくは療養病床または当該診療所の一般病床もしくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院または診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、または入居させるための施設の用に供することをいう。）をし、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、第11条第6項第1号、第36条第6項第1号、第45条第6項第1号および第51条第6項第1号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。

般病床または療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、または入居させるための施設の用に供することをいう。)をし、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂および機能訓練室については、第11条第4項第9号アおよび第45条第4項第9号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1)・(2) (略)

第6条 一般病床、精神病床もしくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床もしくは療養病床または一般病床もしくは療養病床を有する診療所の一般病床もしくは療養病床を令和6年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床もしくは療養病床または当該診療所の一般病床もしくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院または診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、または入居させるための施設の用に供することをいう。）をし、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、第11条第6項第1号、第36条第6項第1号、第45条第6項第1号および第51条第6項第1号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。

12 函館市軽費老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、軽費老人ホームの事業の基本方針、運営の基準等に関する規定を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和3年4月1日

函館市軽費老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例

新旧対照表

現 行	改 正 案
目次 第1章・第2章 (略) <u>第3章 設備および運営に関する基準 (第4条～第34条)</u> (新設) 附則 (基本方針) 第3条 (略) 2・3 (略) (新設) (運営規程) 第8条 軽費老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(6) (略) (新設) <u>(7) (略)</u> (非常災害対策) 第9条 (略) 2 (略) (新設) <u>3 前2項の規定により講ずる非常災害に係る対策には、地域の特性に応じて、地震、津波等による自然災害に係る対策を含めなければならない。</u> (サービス提供の方針) 第18条 (略) 2～4 (略) 5 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職	目次 第1章・第2章 (略) <u>第3章 設備および運営に関する基準 (第4条～第35条)</u> <u>第4章 雑則 (第36条)</u> 附則 (削る) 第3条 (略) 2・3 (略) <u>4 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> (運営規程) 第8条 軽費老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(6) (略) <u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(8) (略)</u> (非常災害対策) 第9条 (略) 2 (略) <u>3 軽費老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u> <u>4 第1項および第2項の規定により講ずる非常災害に係る対策には、地域の特性に応じて、地震、津波等による自然災害に係る対策を含めなければならない。</u> (サービス提供の方針) 第18条 (略) 2～4 (略) 5 (略) (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 <u>(テレビ電話装置その他の情報通信機器 (以下「テレビ電話装置</u>

員その他の従業者に周知徹底を図ること。	
(2)・(3) (略)	等』という。)を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2)・(3) (略)
(施設長の責務) 第23条 (略) 2 施設長は、職員に第8条から第10条まで、第13条から前条までおよび次条から第34条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。	(施設長の責務) 第23条 (略) 2 施設長は、職員に第8条から第10条まで、第13条から前条までおよび次条から第35条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。
(勤務体制の確保等) 第25条 (略) 2 (略) 3 軽費老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	(勤務体制の確保等) 第25条 (略) 2 (略) 3 軽費老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該軽費老人ホームは、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
(新設)	4 軽費老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
(新設)	(業務継続計画の策定等) 第25条の2 軽費老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 軽費老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的の実施しなければならない。 3 軽費老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続

(衛生管理等) 第27条 (略) 2 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームにおいて感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該軽費老人ホームにおける感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図ること。 (2) (略) (3) 当該軽費老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症および食中毒の予防ならびにまん延の防止のための研修を定期的実施すること。 (4) (略) (揭示) 第29条 (略)	計画の変更を行うものとする。 (衛生管理等) 第27条 (略) 2 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームにおいて感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該軽費老人ホームにおける感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会 <u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図ること。 (2) (略) (3) 当該軽費老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに <u>感染症の予防およびまん延の防止のための訓練</u>を定期的実施すること。 (4) (略) (揭示) 第29条 (略)
(新設) (事故発生の防止および発生時の対応) 第34条 軽費老人ホームは、事故の発生またはその再発を防止するため、<u>次の各号に定める措置</u>を講じなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 事故発生の防止のための委員会および職員に対する研修を定期的に行うこと。 (新設) 2～4 (略) (新設)	<u>2 軽費老人ホームは、前項に規定する事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。</u> (事故発生の防止および発生時の対応) 第34条 軽費老人ホームは、事故の発生またはその再発を防止するため、<u>次に掲げる措置</u>を講じなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 事故発生の防止のための委員会 <u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>および職員に対する研修を定期的に行うこと。 (4) <u>前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者</u>を置くこと。 2～4 (略) <u>(虐待の防止)</u> 第35条 軽費老人ホームは、虐待の発生また

	はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) <u>当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u> (2) <u>当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。</u> (3) <u>当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u> (4) <u>前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u>
(新設)	第4章 雑則
(新設)	(電磁的記録等) 第36条 <u>軽費老人ホームおよびその職員は、作成、交付、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているまたは想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u> 2 <u>軽費老人ホームおよびその職員は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているまたは想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u>

13 函館市介護保険条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

令和３年度から令和５年度までの保険料率を定め、および介護保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の額の算定の基礎に用いる合計所得金額に関する規定を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和３年４月１日

函館市介護保険条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
(保険料率) 第4条 <u>平成30年度から令和2年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 <u>37,560円</u> (2) 政令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>56,340円</u> (3) 政令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>56,340円</u> (4) 政令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>67,610円</u> (5) 政令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>75,120円</u> (6) 政令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>90,140円</u> (7) 政令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>97,660円</u> (8) 政令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>112,680円</u> (9) 政令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>127,700円</u> 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>22,540円</u>とする。 3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>37,560円</u>とする。 4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>52,590円</u>とする。 (普通徴収の特例) 第7条 保険料の額の算定の基礎に用いる市民税の課税非課税の別または地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が確定しないため	(保険料率) 第4条 <u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 <u>37,920円</u> (2) 政令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>56,880円</u> (3) 政令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>56,880円</u> (4) 政令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>68,260円</u> (5) 政令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>75,840円</u> (6) 政令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>91,010円</u> (7) 政令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>98,590円</u> (8) 政令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>113,760円</u> (9) 政令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>128,930円</u> 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>22,760円</u>とする。 3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>37,920円</u>とする。 4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>53,090円</u>とする。 (普通徴収の特例) 第7条 保険料の額の算定の基礎に用いる市民税の課税非課税の別または地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（<u>租税特別措置法</u>

当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、第1号被保険者について、その者の前年度の保険料の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額（市長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において市長が定める額とする。）を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収の方法により徴収する。

2・3 （略）

附 則

（延滞金の割合の特例）

第3条 当分の間、第10条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合および年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。この場合における当該延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項または第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。）が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、第1号被保険者について、その者の前年度の保険料の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額（市長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において市長が定める額とする。）を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収の方法により徴収する。

2・3 （略）

附 則

（延滞金の割合の特例）

第3条 当分の間、第10条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合および年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。この場合における当該延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

14 函館市指定居宅サービス等の事業の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，指定居宅サービス等の事業の一般原則，運営の基準等に関する規定を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和3年4月1日

**函館市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に
関する基準等を定める条例
新旧対照表**

現 行	改 正 案
目次 第 1 章～第13章 (略) (新設) 附則 (指定居宅サービスの事業の一般原則) 第 3 条 (略) 2 (略) (新設) (新設) (運営規程) 第30条 (略) (1)～(6) (略) (新設) <u>(7)</u> (略) (勤務体制の確保等) 第32条 (略) 2・3 (略) (新設) (新設)	目次 第 1 章～第13章 (略) <u>第14章 雑則 (第277条)</u> 附則 (指定居宅サービスの事業の一般原則) 第 3 条 (略) 2 (略) <u>3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> <u>4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u> (運営規程) 第30条 (略) (1)～(6) (略) <u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(8) (略)</u> (勤務体制の確保等) 第32条 (略) 2・3 (略) <u>4 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> <u>(業務継続計画の策定等)</u> <u>第32条の2 指定訪問介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続</u>

	<u>計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u> 2 <u>指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的</u><u>に実施しなければならない。</u> 3 <u>指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u>
(衛生管理等) 第33条 (略) 2 (略) (新設)	(衛生管理等) 第33条 (略) 2 (略) 3 <u>指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> (1) <u>当該指定訪問介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。</u> (2) <u>当該指定訪問介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。</u> (3) <u>当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的</u><u>に実施すること。</u>
(掲示) 第34条 (略) (新設)	(掲示) 第34条 (略) 2 <u>指定訪問介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u>
<u>(地域との連携)</u> 第39条 (略) (新設)	<u>(地域との連携等)</u> 第39条 (略) 2 <u>指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。</u>

(新設) (運営規程) 第57条 (略) (1)～(7) (略)	(虐待の防止) 第40条の2 指定訪問介護事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。 (2) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 (3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 (運営規程) 第57条 (略) (1)～(7) (略)
(新設) (8) (略)	(8) 虐待の防止のための措置に関する事項 (9) (略)
(新設)	(勤務体制の確保等) 第57条の2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。 3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優

越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第59条 第9条から第20条まで、第22条、第27条、第32条の2から第36条までおよび第37条から第41条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項、第19条、第32条の2第2項、第33条第1項ならびに第3項第1号および第3号、第34条第1項ならびに第40条の2第1号および第3号の規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第57条」と、第33条第2項中「設備および備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備および備品等」と読み替えるものとする。

(準用)

第63条 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第27条、第32条の2から第36条まで、第37条から第41条まで(第38条第5項および第6項を除く。)および第48条ならびに第4節(第52条第1項および第59条を除く。)の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項、第19条、第32条の2第2項、第33条第1項ならびに第3項第1号および第3号、第34条第1項ならびに第40条の2第1号および第3号の規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第57条」と、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第33条第2項中「設備および備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備および備品等」と、第52条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(準用)

第59条 第9条から第20条まで、第22条、第27条、第32条から第36条までおよび第37条から第41条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項、第19条、第32条、第33条第1項および第34条の規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第57条」と、第33条第2項中「設備および備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備および備品等」と読み替えるものとする。

(準用)

第63条 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第27条、第32条から第36条まで、第37条、第38条(第5項および第6項を除く。)、第39条から第41条までおよび第48条ならびに第4節(第52条第1項および第59条を除く。)の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項、第19条、第32条、第33条第1項および第34条の規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第57条」と、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第33条第2項中「設備および備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備および備品等」と、第52条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第77条 (略)

(1)～(6) (略)

(新設)

(7) (略)

(準用)

第79条 第9条, 第10条, 第12条から第14条まで, 第16条から第20条まで, 第22条, 第27条, 第32条から第36条まで, 第37条から第41条までおよび第56条の規定は, 指定訪問看護の事業について準用する。この場合において, 第9条第1項, 第19条, 第32条, 第33条第1項および第34条の規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と, 第9条第1項中「第30条」とあるのは「第77条」と, 第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況, 病歴」と読み替えるものとする。

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第85条 (略)

(1)～(4) (略)

(5) 指定訪問リハビリテーション事業者は, リハビリテーション会議(次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画または第141条第1項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために, 利用者およびその家族の参加を基本としつつ, 医師, 理学療法士, 作業療法士, 言語聴覚士, 介護支援専門員, 居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。)の担当者その他の関係者(以下「構成員」という。)により構成される会議をいう。以下同じ。)の開催により, リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め, 利用者に対し, 適切なサービスを提供する。

のとする。

(運営規程)

第77条 (略)

(1)～(6) (略)

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) (略)

(準用)

第79条 第9条, 第10条, 第12条から第14条まで, 第16条から第20条まで, 第22条, 第27条, 第32条から第36条まで, 第37条から第41条までおよび第56条の規定は, 指定訪問看護の事業について準用する。この場合において, 第9条第1項, 第19条, 第32条, 第32条の2第2項, 第33条第1項ならびに第3項第1号および第3号, 第34条第1項ならびに第40条の2第1号および第3号の規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と, 第9条第1項中「第30条」とあるのは「第77条」と, 第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況, 病歴」と読み替えるものとする。

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第85条 (略)

(1)～(4) (略)

(5) 指定訪問リハビリテーション事業者は, リハビリテーション会議(次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画または第141条第1項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために, 利用者およびその家族の参加を基本としつつ, 医師, 理学療法士, 作業療法士, 言語聴覚士, 介護支援専門員, 居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。)の担当者その他の関係者(以下「構成員」という。)により構成される会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし, 利用者またはその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては, テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)をいう。以下同じ。)の開催により, リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成

(運営規程) 第87条 (略) (1)～(5) (略) (新設) <u>(6) (略)</u> (準用) 第89条 第9条から第14条まで、第16条から第20条まで、第22条、第27条、第32条から第35条まで、第37条から第41条まで、第56条および第69条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第9条第1項、第19条、第32条、<u>第33条第1項および第34条</u>の規定中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士または言語聴覚士」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第87条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。 (指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針) 第95条 (略) 2 <u>薬剤師、歯科衛生士または管理栄養士</u>の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(3) (略) (新設) (新設)	員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。 (運営規程) 第87条 (略) (1)～(5) (略) <u>(6) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(7) (略)</u> (準用) 第89条 第9条から第14条まで、第16条から第20条まで、第22条、第27条、第32条から第35条まで、第37条から第41条まで、第56条および第69条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第9条第1項、第19条、第32条、<u>第32条の2第2項、第33条第1項ならびに第3項第1号および第3号、第34条第1項ならびに第40条の2第1号および第3号</u>の規定中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士または言語聴覚士」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第87条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。 (指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針) 第95条 (略) 2 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(3) (略) <u>(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要であると認める場合または居宅介護支援事業者もしくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者または居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供または助言を行う。</u> <u>(5) 前号に規定する居宅介護支援事業者または居宅サービス事業者に対する情報提供または助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。</u> <u>(6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者または居宅サービス事業者に対して、原則として、</u>
---	--

(4) (略) (新設)	<u>情報提供または助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。</u> (7) (略) 3 <u>歯科衛生士または管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</u> (1) <u>指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師または歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。</u> (2) <u>指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導または説明を行う。</u> (3) <u>常に利用者の病状、心身の状況およびその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。</u> (4) <u>それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師または歯科医師に報告する。</u>
(運営規程) 第96条 (略) (1)～(5) (略) (新設) (6) (略) (準用) 第98条 第9条から第14条まで、第17条、第19条、第20条、第22条、第27条、第32条から第35条まで、第37条から第41条まで、第56条および第69条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、第9条第1項、第19条、第32条、<u>第33条第1項および第34条の規定中「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第96条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第19条中「初回訪問時および利用者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。</u> (運営規程)	(運営規程) 第96条 (略) (1)～(5) (略) (6) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u> (7) (略) (準用) 第98条 第9条から第14条まで、第17条、第19条、第20条、第22条、第27条、第32条から第35条まで、第37条から第41条まで、第56条および第69条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、第9条第1項、第19条、第32条、<u>第32条の2第2項、第33条第1項ならびに第3項第1号および第3号、第34条第1項ならびに第40条の2第1号および第3号の規定中「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第96条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第19条中「初回訪問時および利用者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。</u> (運営規程)

第107条 （略） (1)～(9) （略） （新設） <u>(10)</u> （略） （勤務体制の確保等） 第108条 （略） 2 （略） 3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 （新設）	第107条 （略） (1)～(9) （略） <u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(11) （略）</u> （勤務体制の確保等） 第108条 （略） 2 （略） 3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u> <u>4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u>
（非常災害対策） 第110条 （略） （新設） <u>2 前項の規定により講ずる非常災害に係る対策には、地域の特性に応じて、地震、津波等による自然災害に係る対策を含めなければならない。</u>	（非常災害対策） 第110条 （略） <u>2 指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u> <u>3 第1項の規定により講ずる非常災害に係る対策には、地域の特性に応じて、地震、津波等による自然災害に係る対策を含めなければならない。</u>
（衛生管理等） 第111条 （略） 2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u> （新設）	（衛生管理等） 第111条 （略） 2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、<u>次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催す</u>

(新設)	るとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。
(新設)	(2) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。
(新設)	(3) 当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施すること。 (地域との連携等) 第111条の2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携および協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。 2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市が派遣する者が相談および援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。
(事故発生時の対応) 第111条の2 (略)	(事故発生時の対応) 第111条の3 (略)
(準用) 第113条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第36条まで、第37条から第39条まで、第41条および第56条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項、第28条および第34条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第107条」と読み替えるものとする。	(準用) 第113条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条、第38条、第40条の2、第41条および第56条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項、第28条、第32条の2第2項、第34条第1項ならびに第40条の2第1号および第3号中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第107条」と読み替えるものとする。
(準用) 第115条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第36条まで、第37条から第39条まで、第41条、第56条、第99条、第101条および第102条第4	(準用) 第115条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条、第38条、第40条の2、第41条、第56条、第99条、第101

項ならびに前節（第113条を除く。）の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第107条に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第28条および第34条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第102条第4項中「前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間および深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間および深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第105条第2号、第106条第5項および第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第112条第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第27条」とあるのは「第27条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

（準用）

第135条 第9条から第15条まで、第17条、第18条、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第36条まで、第37条、第38条（第5項および第6項を除く。）、第39条、第41条、第56条、第99条および第4節（第103条第1項および第113条を除く。）の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第107条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第28条および第34条中「訪問介護

条および第102条第4項ならびに前節（第113条を除く。）の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第107条に規定する運営規程をいう。第34条第1項において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第28条、第32条の2第2項、第34条第1項ならびに第40条の2第1号および第3号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第102条第4項中「前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間および深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間および深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第105条第2号、第106条第5項、第108条第3項および第4項ならびに第111条第2項第1号および第3号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第112条第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第27条」とあるのは「第27条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

（準用）

第135条 第9条から第15条まで、第17条、第18条、第20条、第22条、第27条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条、第38条（第5項および第6項を除く。）、第40条の2、第41条、第56条、第99条および第4節（第103条第1項および第113条を除く。）の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第107条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第28条、第32条の2

員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第103条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第143条 (略)

(1)～(8) (略)

(新設)

(9) (略)

(衛生管理等)

第144条 (略)

2 指定通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(準用)

第146条 第9条から第14条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条、第35条、第37条から第41条まで、第69条、第103条および第108条から第110条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第9条第1項、第28条および第34条の規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第143条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第108条第3

第2項、第34条第1項ならびに第40条の2第1号および第3号中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第103条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第143条 (略)

(1)～(8) (略)

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) (略)

(衛生管理等)

第144条 (略)

2 指定通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施すること。

(準用)

第146条 第9条から第14条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第32条の2、第34条、第35条、第37条から第41条まで、第69条、第103条および第108条から第110条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第9条第1項、第28条、第32条の2第2項、第34条第1項ならびに第40条の2第1号および第3号の規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第143条」と、

項中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第148条 (略)

- (1) 医師 1人以上
- (2) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100またはその端数を増すごとに 1人以上
- (3) 介護職員または看護師もしくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 常勤換算方法で、利用者の数が3またはその端数を増すごとに 1人以上

(4) 栄養士 1人以上

(5) 機能訓練指導員 1人以上

(6) (略)

2～4 (略)

5 第1項第2号の生活相談員ならびに同項第3号の介護職員および看護職員のそれぞれのうち1人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、この限りでない。

(新設)

6 (略)

7 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第130条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第108条第3項および第4項中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第148条 (略)

- (1) 医師 1以上
- (2) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100またはその端数を増すごとに 1以上
- (3) 介護職員または看護師もしくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 常勤換算方法で、利用者の数が3またはその端数を増すごとに 1以上

(4) 栄養士 1以上

(5) 機能訓練指導員 1以上

(6) (略)

2～4 (略)

5 第1項第2号の生活相談員のうち1人以上は、常勤でなければならない。また、同項第3号の介護職員または看護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、生活相談員、介護職員および看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる。

6 指定短期入所生活介護事業者は、第1項第3号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所または指定訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）を含む。）との密接な連携により看護職員を確保することとする。

7 (略)

8 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第130条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備および備品等)

第151条 (略)

2・3 (略)

4 併設事業所の場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所および当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等(以下この章において「併設本体施設」という。)の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者および当該併設本体施設の入所者または入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備(居室を除く。)を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

5～8 (略)

(運営規程)

第164条 (略)

(1)～(8) (略)

(新設)

(9) (略)

(準用)

第168条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで、第56条、第108条、第110条および第111条の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(設備および備品等)

第171条 (略)

2～5 (略)

6 第3項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) ユニット

ア 居室

(イ) (略)

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けるこ

(設備および備品等)

第151条 (略)

2・3 (略)

4 併設事業所の場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所および併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者および当該併設本体施設の入所者または入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備(居室を除く。)を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

5～8 (略)

(運営規程)

第164条 (略)

(1)～(8) (略)

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) (略)

(準用)

第168条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで(第39条第2項を除く。)、第56条、第108条、第110条および第111条の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項ならびに第40条の2第1号および第3号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第108条第3項および第4項ならびに第111条第2項第1号および第3号中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(設備および備品等)

第171条 (略)

2～5 (略)

6 第3項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) ユニット

ア 居室

(イ) (略)

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けるこ

と。ただし、一のユニットの利用定員（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第154条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。第8項において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第152条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。第8項において同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、ユニット型指定短期入所生活介護またはユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用者。第180条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、おおむね10人以下としなければならない。

(ウ) 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。
また、ユニットに属さない居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。

(エ) (略)

イ～エ (略)

(2) (略)

7・8 (略)

(運営規程)

第178条 (略)

(1)～(9) (略)

(新設)

(10) (略)

(勤務体制の確保等)

第179条 (略)

と。ただし、一のユニットの利用定員（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第154条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。第8項において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第152条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。第8項において同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、ユニット型指定短期入所生活介護またはユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用者。第180条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

(ウ) 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。

(エ) (略)

イ～エ (略)

(2) (略)

7・8 (略)

(運営規程)

第178条 (略)

(1)～(9) (略)

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) (略)

(勤務体制の確保等)

第179条 (略)

2・3 (略)

- 4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(新設)

(準用)

第181条の3 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで、第56条、第108条、第110条、第111条、第147条および第149条ならびに第4節(第168条を除く。)の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「運営規程」とあるのは「運営規程(第164条に規定する運営規程をいう。第152条第1項において同じ。)」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。)」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第152条第1項中「第164条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程」と、同項、第155条第3項、第156条第1項および第163条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第167条第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第27条」とあるのは「第27条」と、同項第5号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第40条第2項」とあるのは「第40

2・3 (略)

- 4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、全ての短期入所生活介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

- 5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第181条の3 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで(第39条第2項を除く。)、第56条、第108条、第110条、第111条、第147条および第149条ならびに第4節(第168条を除く。)の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。)」と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「運営規程(第164条に規定する運営規程をいう。第152条第1項において同じ。)」と、同項ならびに第40条の2第1号および第3号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第108条第3項および第4項ならびに第111条第2項第1号および第3号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第152条第1項中「第164条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程」と、同項、第155条第3項、第156条第1項および第163条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第167条第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20

条第2項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第183条 (略)

- (1) 生活相談員 1人以上
 - (2) 介護職員または看護職員 常勤換算方法で、利用者（当該基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第166条に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当短期入所生活介護または基準該当介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この条および第185条において同じ。）の数が3またはその端数を増すごとに1人以上
 - (3) 栄養士 1人以上
 - (4) 機能訓練指導員 1人以上
 - (5) (略)
- 2～5 (略)

(準用)

第188条 第10条から第14条まで、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条、第38条（第5項および第6項を除く。）、第39条から第41条まで、第56条、第108条、第110条、第111条、第147条および第4節（第154条第1項および第168条を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第154条第2項中「法定代理受領

条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第27条」とあるのは「第27条」と、同項第5号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第40条第2項」とあるのは「第40条第2項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第183条 (略)

- (1) 生活相談員 1以上
 - (2) 介護職員または看護職員 常勤換算方法で、利用者（当該基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第166条に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当短期入所生活介護または基準該当介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この条および第185条において同じ。）の数が3またはその端数を増すごとに1以上
 - (3) 栄養士 1以上
 - (4) 機能訓練指導員 1以上
 - (5) (略)
- 2～5 (略)

(準用)

第188条 第10条から第14条まで、第17条、第20条、第22条、第27条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで（第38条第5項および第6項ならびに第39条第2項を除く。）、第56条、第108条、第110条、第111条、第147条および第4節（第154条第1項および第168条を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第32条の2第2項、第34条第1項ならびに第40条の2第1号および第3号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第108条第3項および

サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第160条中「医師および看護職員」とあるのは「看護職員」と、第165条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第167条第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第27条」とあるのは「第27条」と、同項第5号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第40条第2項」とあるのは「第40条第2項」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第201条 (略)

(1)～(6) (略)

(新設)

(7) (略)

(準用)

第204条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条、第35条、第37条から第41条まで、第56条、第108条、第110条、第144条、第152条、第153条第2項および第166条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第152条第1項中「第164条」とあるのは「第201条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第213条 (略)

第4項ならびに第111条第2項第1号および第3号中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第154条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第160条中「医師および看護職員」とあるのは「看護職員」と、第165条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第167条第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第27条」とあるのは「第27条」と、同項第5号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第40条第2項」とあるのは「第40条第2項」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第201条 (略)

(1)～(6) (略)

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) (略)

(準用)

第204条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第32条の2、第34条、第35条、第37条から第41条まで(第39条第2項を除く。)、第56条、第108条、第110条、第144条、第152条、第153条第2項および第166条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項ならびに第40条の2第1号および第3号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第108条第3項および第4項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第144条第2項第1号および第3号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第152条第1項中「第164条」とあるのは「第201条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第213条 (略)

(1)～(6) (略) (7) (略)	(1)～(6) (略) <u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(8) (略)</u>
(勤務体制の確保等) 第214条 (略) 2・3 (略) 4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 (新設)	(勤務体制の確保等) 第214条 (略) 2・3 (略) 4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、全ての短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u> 5 <u>ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u>
(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針) 第226条 (略) 2～5 (略) 6 (略) (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2)・(3) (略) 7 (略)	(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針) 第226条 (略) 2～5 (略) 6 (略) (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会<u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2)・(3) (略) 7 (略)
(運営規程) 第232条 (略) (1)～(8) (略) (9) (略) (新設)	(運営規程) 第232条 (略) (1)～(8) (略) <u>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(10) (略)</u>
(勤務体制の確保等) 第233条 (略) 2・3 (略) 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、	(勤務体制の確保等) 第233条 (略) 2・3 (略) 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、

特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(新設)

(準用)

第237条 第12条、第13条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで、第55条、第56条、第110条、第111条および第159条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第245条 (略)

(1)～(9) (略)

(新設)

(10) (略)

(準用)

第248条 第12条、第13条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで、第55条、第56条、第110条、第111条、第222条、第224条から第227条まで、第230条、第231条および第233条から第235条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「訪問介

特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5. 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第237条 第12条、第13条、第22条、第27条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条、第38条、第40条から第41条まで、第55条、第56条、第110条、第111条および第159条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項ならびに第40条の2第1号および第3号中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と、第111条第2項第1号および第3号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第245条 (略)

(1)～(9) (略)

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) (略)

(準用)

第248条 第12条、第13条、第22条、第27条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条、第38条、第40条から第41条まで、第55条、第56条、第110条、第111条、第222条、第224条から第227条まで、第230条、第231条および第233条から第235条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この

護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第35条第1項および第2項中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設および受託居宅サービス事業所」と、第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第224条第2項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第227条第3項および第6項中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者および受託居宅サービス事業者」と、第233条第1項から第3項までの規定中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第257条 (略)

(1)～(5) (略)

(新設)

(6) (略)

(衛生管理等)

第260条 (略)

2～5 (略)

(新設)

場合において、第32条の2第2項ならびに第40条の2第1号および第3号中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第34条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第35条第1項および第2項中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設および受託居宅サービス事業所」と、第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第111条第2項第1号および第3号中「通所介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第224条第2項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第227条第3項および第6項中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者および受託居宅サービス事業者」と、第233条第1項から第3項までの規定中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第257条 (略)

(1)～(5) (略)

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

(7) (略)

(衛生管理等)

第260条 (略)

2～5 (略)

6 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施すること。

(掲示および目録の備え付け)
第261条 (略)
(新設)

2 (略)

(準用)
第263条 第9条から第20条まで、第22条、第27条、第35条、第36条、第37条から第41条まで、第56条ならびに第108条第1項および第2項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第257条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談または助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時および利用者」とあるのは「利用者」と、第20条第1項中「提供日および内容」とあるのは「提供の開始日および終了日ならびに種目および品名」と、第22条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第108条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。

(準用)
第265条 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第27条、第35条、第36条、第37条、第38条（第5項および第6項を除く。）、第39条から第41条まで、第56条、第108条第1項および第2項、第249条、第251条、第252条ならびに第4節（第253条第1項および第263条を除く。）の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第257条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う福祉用具

(掲示および目録の備え付け)
第261条 (略)
2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
3 (略)

(準用)
第263条 第9条から第20条まで、第22条、第27条、第32条の2、第35条、第36条、第37条から第41条まで、第56条ならびに第108条第1項、第2項および第4項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第257条」と、同項、第32条の2第2項ならびに第40条の2第1号および第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談または助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時および利用者」とあるのは「利用者」と、第20条第1項中「提供日および内容」とあるのは「提供の開始日および終了日ならびに種目および品名」と、第22条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第108条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

(準用)
第265条 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第27条、第32条の2、第35条、第36条、第37条から第41条まで（第38条第5項および第6項を除く。）、第56条、第108条第1項、第2項および第4項、第249条、第251条、第252条ならびに第4節（第253条第1項および第263条を除く。）の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第257条」と、同項、第32条の2第2項ならびに第40条の2第1号および第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第

の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談または助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第20条第1項中「提供日および内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日および終了日、種目、品名」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第108条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第253条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(準用)

第276条 第9条から第15条まで、第17条から第19条まで、第27条、第33条、第35条、第36条、第37条から第41条まで、第56条、第108条第1項および第2項、第254条、第257条から第259条までならびに第261条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第276条において準用する第257条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談または助言」と、第19条および第33条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第19条中「初回訪問時および利用者」とあるのは「利用者」と、第108条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第254条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第257条第4号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第258条および第259条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。

11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談または助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第20条第1項中「提供日および内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日および終了日、種目、品名」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第108条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第253条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(準用)

第276条 第9条から第15条まで、第17条から第19条まで、第27条、第32条の2、第33条、第35条、第36条、第37条から第41条まで、第56条、第108条第1項、第2項および第4項、第254条、第257条から第259条までならびに第261条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第276条において準用する第257条」と、同項、第32条の2第2項、第33条第1項ならびに第3項第1号および第3号ならびに第40条の2第1号および第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談または助言」と、第19条および第33条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第19条中「初回訪問時および利用者」とあるのは「利用者」と、第108条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第254条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第257条第4号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第258条および第259条中「福祉用具」とあるのは「特

	定福祉用具」と読み替えるものとする。
(新設)	第14章 雑則
	(電磁的記録等)
(新設)	第277条 <u>指定居宅サービス事業者および指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているまたは想定されるもの（第12条第1項（第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条（第181条において準用する場合を含む。）、第181条の3、第188条、第204条（第216条において準用する場合を含む。）、第237条、第248条、第263条、第265条および第276条において準用する場合を含む。）および第224条第1項（第248条において準用する場合を含む。）ならびに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u> 2 <u>指定居宅サービス事業者および指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているまたは想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u>
附 則	附 則
第9条の2 第218条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院または病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床または当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等	第9条の2 第218条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院または病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床または当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等

または当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所または入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行って指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院または病院もしくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員および計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

(1)・(2) （略）

第9条の3 第240条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院または病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等または当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員および計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。

第9条の4 第220条および第242条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院または病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等または当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院または病院もしくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所および食堂を置かないことができる。

または当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所または入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行って指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院または病院もしくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員および計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

(1)・(2) （略）

第9条の3 第240条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院または病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等または当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員および計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。

第9条の4 第220条および第242条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院または病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等または当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院または病院もしくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所および食堂を置かないことができる。